

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その1)

令和元年(2019年)

目 次

議案第 57 号	令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第 8 号）に係る専決処分の承認について……………	5
議案第 58 号	令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第 9 号）に係る専決処分の承認について……………	23
議案第 59 号	令和元年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 5 号）に係る専決処分の承認について……………	39
議案第 60 号	第 3 次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正について……………	46
議案第 61 号	第 3 次鎌倉市総合計画第 4 期基本計画の策定について……………	48
議案第 62 号	財産の無償貸付について……………	140
議案第 63 号	不動産の取得について……………	141
議案第 64 号	不動産の取得について……………	144
議案第 65 号	指定管理者の指定について……………	147
議案第 66 号	埋蔵文化財発掘調査に起因する雨水排水管破損事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	148
議案第 67 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	149
議案第 68 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	152
議案第 69 号	鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	154
議案第 70 号	鎌倉市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について……………	156
議案第 71 号	令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第10号）……………	158
議案第 72 号	令和元年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 6 号）……………	164
報告第 12 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	165

議案第 57 号

令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第 8 号）

に係る専決処分の承認について

次の令和元年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和元年（2019年）10月 8 日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年（2019年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和元年度鎌倉市一般会計
補正予算（第8号）

令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 270,317千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63,292,873千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
80	繰越金	894,022	270,317	1,164,339
	5 繰越金	894,022	270,317	1,164,339
歳 入 合 計		63,022,556	270,317	63,292,873

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,268,951	96,827	8,365,778
	5 総務管理費	6,747,953	96,827	6,844,780
15	民生費	25,228,100	2,189	25,230,289
	10 児童福祉費	10,714,744	2,189	10,716,933
45	土木費	7,708,575	154,672	7,863,247
	20 都市計画費	4,663,318	154,672	4,817,990
55	教育費	6,748,310	16,629	6,764,939
	20 社会教育費	1,799,589	16,629	1,816,218
歳 出 合 計		63,022,556	270,317	63,292,873

1 総括
(歳入)

– 9 –

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

80 款 繰越金

270,317千円

5 項 繰越金

270,317千円

目	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金	千円 894,022	千円 270,317	千円 1,164,339
計	894,022	270,317	1,164,339

節		説	明
区 分	金 額		
5 前年度繰越金	千円 270,317	○前年度繰越金	千円 270,317

80款 繰越金

3 歳 出

10款 総務費

96,827千円

5項 総務管理費

96,827千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
20 財産管理費	千円 1,040,941	千円 96,827	千円 1,137,768	千円	千円	千円	千円 96,827
計	6,747,953	96,827	6,844,780	0	0	0	96,827

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 50,292	○行財政運営 財産管理事務	千円 96,827
14 使用料及び賃 借料	5,000		96,827
22 補償、補填及 び賠償金	41,535		

10款 総務費

1 5 款 民生費

2,189千円

1 0 項 児童福祉費

2,189千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 児童福祉総務費	千円 2,666,614	千円 2,189	千円 2,668,803	千円	千円	千円	千円 2,189
計	10,714,744	2,189	10,716,933	0	0	0	2,189

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 2,189	○すべての子育て家庭への支援 千円 2,189
		子ども会館・子どもの家管理運営事業 2,189

4 5 款 土木費

154,672千円

2 0 項 都市計画費

154,672千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 都市計画総務費	千円 1,405,250	千円 73,672	千円 1,478,922	千円	千円	千円	千円 73,672
20 公園費	690,747	81,000	771,747				81,000
計	4,663,318	154,672	4,817,990	0	0	0	154,672

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 73,000	○都市公園等の整備・管理	千円 73,000
19 負担金、補助 及び交付金	672	緑地維持管理事業	73,000
		○良好な都市景観形成事業の推進	672
		都市景観形成事業	672
11 需用費	5,000	○都市公園等の整備・管理	81,000
13 委託料	76,000	公園維持管理事業	70,000
		公園整備事業	11,000

5 5 款 教育費

16,629千円

2 0 項 社会教育費

16,629千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 文化財保護費	千円 572,432	千円 16,629	千円 589,061	千円	千円	千円	千円 16,629
計	1,799,589	16,629	1,816,218	0	0	0	16,629

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 16,629	千円 ○史跡の指定、保存・管理、整備及び活用 16,629 史跡環境整備事業 16,629

議案第 58 号

令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第 9 号）

に係る専決処分の承認について

次の令和元年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和元年（2019年）11月1日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年（2019年）12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和元年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 9 号）

令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 204,450千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63,497,323千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
80	繰越金	1,164,339	204,450	1,368,789
	5 繰越金	1,164,339	204,450	1,368,789
歳 入 合 計		63,292,873	204,450	63,497,323

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,365,778	29,852	8,395,630
	5 総務管理費	6,844,780	29,852	6,874,632
45	土木費	7,863,247	170,450	8,033,697
	15 河川費	190,587	5,775	196,362
	20 都市計画費	4,817,990	164,675	4,982,665
55	教育費	6,764,939	4,148	6,769,087
	5 教育総務費	1,823,104	800	1,823,904
	10 小学校費	1,601,718	1,272	1,602,990
	15 中学校費	1,075,500	2,076	1,077,576
歳 出 合 計		63,292,873	204,450	63,497,323

1 総括
(歳入)

- 27 -

(歲 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

80款 繰越金

204,450千円

5項 繰越金

204,450千円

目	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金	千円 1,164,339	千円 204,450	千円 1,368,789
計	1,164,339	204,450	1,368,789

節		説	明
区 分	金 額		
5 前年度繰越金	千円 204,450	○前年度繰越金	千円 204,450

80款 繰越金

3 歳 出

10 款 総務費

29,852千円

5 項 総務管理費

29,852千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
20 財産管理費	千円 1,137,768	千円 24,421	千円 1,162,189	千円	千円	千円	千円 24,421
35 支所費	199,943	5,431	205,374				5,431
計	6,844,780	29,852	6,874,632	0	0	0	29,852

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	千円 2,640	○行財政運営 財産管理事務	千円 24,421
13 委託料	21,781		24,421
13 委託料	5,431	○行財政運営 大船支所管理運営事務	5,431
			5,431

10款 総務費

4 5 款 土木費

170,450千円

1 5 項 河川費

5,775千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 河川維持費	千円 153,273	千円 5,775	千円 159,048	千円	千円	千円	千円 5,775
計	190,587	5,775	196,362	0	0	0	5,775

4 5 款 土木費

170,450千円

2 0 項 都市計画費

164,675千円

5 都市計画総務費	1,478,922	46,500	1,525,422				46,500
15 公共下水道費	2,567,321	20,675	2,587,996				20,675
20 公園費	771,747	97,500	869,247				97,500
計	4,817,990	164,675	4,982,665	0	0	0	164,675

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 5,775	○水辺環境の整備・創出・管理 河川維持補修事業

13 委託料	46,500	○都市公園等の整備・管理 緑地維持管理事業	46,500 46,500
28 繰出金	20,675	○下水道の整備・管理 下水道事業会計繰出金	20,675 20,675
11 需用費	70,000	○都市公園等の整備・管理 公園維持管理事業	97,500 92,500
13 委託料	27,500	公園整備事業	5,000

5 5 款 教育費

4,148千円

5 項 教育総務費

800千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 教育指導費	千円 379,798	千円 800	千円 380,598	千円	千円	千円	千円 800
計	1,823,104	800	1,823,904	0	0	0	800

5 5 款 教育費

4,148千円

1 0 項 小学校費

1,272千円

5 学校管理費	1,008,988	1,272	1,010,260				1,272
計	1,601,718	1,272	1,602,990	0	0	0	1,272

5 5 款 教育費

4,148千円

1 5 項 中学校費

2,076千円

5 学校管理費	498,173	2,076	500,249				2,076
計	1,075,500	2,076	1,077,576	0	0	0	2,076

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	千円 800	○教育内容・教育環境の充実 情報教育事業	千円 800 800

13 委託料	1,272	○教育内容・教育環境の充実 小学校施設管理運営事業	1,272 1,272

13 委託料	2,076	○教育内容・教育環境の充実 中学校施設管理運営事業	2,076 2,076

議案第 59 号

令和元年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第5号）

に係る専決処分の承認について

次の令和元年度鎌倉市下水道事業会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和元年（2019年）11月1日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年（2019年）12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和元年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和元年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	7,291,891千円	20,675千円	7,312,566千円
第1項 営業収益	2,967,307千円	9,735千円	2,977,042千円
第2項 営業外収益	4,324,584千円	10,940千円	4,335,524千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	6,724,380千円	20,675千円	6,745,055千円
第1項 営業費用	5,907,016千円	20,675千円	5,927,691千円

令和元年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第5号）実施計画

収益的収入及び支出
収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			7,291,891	20,675	7,312,566	
	1 営業収益		2,967,307	9,735	2,977,042	
		2 雨水処理負担金	383,272	9,735	393,007	
	2 営業外収益		4,324,584	10,940	4,335,524	
		1 他会計補助金	1,847,601	10,940	1,858,541	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			6,724,380	20,675	6,745,055	
	1 営業費用		5,907,016	20,675	5,927,691	
		1 汚水管渠費	133,492	10,940	144,432	
		2 雨水管渠費	104,758	9,735	114,493	

令和元年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第5号）説明書

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益	千円 7,291,891	20,675	7,312,566
1 営業収益	2,967,307	9,735	2,977,042
2 雨水処理負担金	383,272	9,735	393,007
2 営業外収益	4,324,584	10,940	4,335,524
1 他会計補助金	1,847,601	10,940	1,858,541

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
雨水処理負担金	9,735	○一般会計繰入金	9,735
他会計補助金	10,940	○一般会計繰入金	10,940

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用	千円 6,724,380	20,675	6,745,055
1 営業費用	5,907,016	20,675	5,927,691
1 汚水管渠費	133,492	10,940	144,432
2 雨水管渠費	104,758	9,735	114,493

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
修繕費	10,940	○下水道の整備・管理	10,940
		管渠維持管理費	10,940
修繕費	8,360	○下水道の整備・管理	9,735
委託料	1,375	雨水排水施設維持管理費	9,735

議案第 60 号

第3次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正について

第3次鎌倉市総合計画基本構想を次のように一部修正する。

令和元年（2019年）12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

第3次鎌倉市総合計画基本構想について、人口推移を踏まえて、所定の修正を行うものである。

第3次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正について

第3次鎌倉市総合計画基本構想の一部を次のように修正する。

第3章1(1)を次のように改める。

- (1) 鎌倉市の人口は、平成17年(2005年)以降、17万人台を維持してきましたが、今後は減少傾向が強まり、目標年次の令和7年(2025年)には17万人を下回るものと推計しています。また、年少人口・生産年齢人口の減少や高齢者の増加による少子高齢社会がさらに進行する見込みとなっています。

こうした人口の変化は、市税収入の減少や扶助費の増加につながることから、人口の年齢構成バランスに配慮し、急激な減少を防ぐ人口誘導を図ります。

議案第 61 号

第 3 次鎌倉市総合計画第 4 期基本計画の策定
について

第 3 次鎌倉市総合計画第 4 期基本計画を次のとおり策定する。

令和元年（2019年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

令和 2 年度から令和 7 年度の 6 年間を期間とする、新たな基本計画を策定するものである。

「参考」

本議案として添付する書類

- 1 第 3 次鎌倉市総合計画第 4 期基本計画 施策体系図

第 3 次鎌倉市総合計画第 4 期基本計画

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の概要

基礎条件

人口

現状と課題

本市の人口は、平成31年(2019年)1月1日現在で172,254人と平成17年(2005年)以降、17万人台を維持していますが、令和7年(2025年)には166,394人に減少し、その後、令和42年(2060年)には134,332人にまで減少するものと推計しています。

平成27年(2015年)と令和7年(2025年)の人口を比較すると、0～14歳の年少人口は2,736人減少し17,899人(11.9%から10.8%)に、15～64歳の生産年齢人口は3,736人減少し、95,670人(57.5%で割合は変わらず)に、65歳以上の老年人口は153人減少し52,825人(30.6%から31.7%)になることが推計されており、少子高齢化がより一層進行することが見込まれます。

また、世帯数は、人口の減少に伴い減少しますが、一世帯あたりの人数の減少傾向がみられ、高齢者の「単独世帯」が増加する反面、「夫婦と子からなる世帯」が減少することが予測されています。

年齢構成バランスが変化し、地域の様々な活動を支える人口が減少すると、健全なコミュニティが希薄になり、地域活力が低下するとともに、税収の減少などが生じる懸念があります。そのため、人口と人口構成の両面から将来の人口動向を把握し、対応していく必要があります。また、定住人口以外の人口構成要素として、本市へは年間延べ約2,000万人の観光客の来訪があります。また、1日約45,000人の就業者・通学者(平成27年(2015年)国勢調査)の流入があり、本市の活力と賑わいを支えている一方、それに伴う交通渋滞や混雑、ごみ問題といった影響もあり、市政運営を行うに当たっての課題となっています。

基本方針

今後、人口減少が見込まれていますが、将来に向け地域の特性を生かしながら、次代の鎌倉を支える年少人口の確保に努め、年齢構成バランスに配慮し、総人口の緩やかな減少にとどめます。

雇用の創出とともに、出産・子育てと仕事の両立の支援を進め、鎌倉で働き、暮らすという新しいライフスタイルを定着させ、特に、若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転出抑制と転入促進を目指します。

鎌倉のさらなる魅力を発信することにより、観光客を中心とする交流人口から、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口へつなげ、さらには定住人口の確保を目指します。

長寿社会に対応したまちづくりに取り組むとともに、高齢の方々の自立促進を図る施策の推進や、地域の中で助け合う共助を促進していきます。

土地利用

現状と課題

約 3,967 ヘクタールの市域のうち約 2,569 ヘクタールが市街化区域、約 1,384 ヘクタールが市街化調整区域となっています。また、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和 41 年法律第 1 号。以下「古都保存法」という。）による指定区域（歴史的風土保存区域）が約 989 ヘクタール（このうち歴史的風土特別保存地区が約 573.6 ヘクタール）、加えて、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和 41 年法律第 101 号）による指定区域（近郊緑地保全区域）が約 294 ヘクタール（このうち近郊緑地特別保全地区が約 131 ヘクタール）、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）による特別緑地保全地区が 11 箇所、約 49.4 ヘクタールあり、市域の約 3 分の 1 の面積を占めています。これらの区域の多くは緑地で、市街地を取り囲み、古都としての佇まいを醸し出すなど、良好な環境づくりに大きく寄与しています。

一方、市街地では、住宅系用地における空き家の増加や、工業系土地における土地利用転換（工場等からマンションへ）による産業活力の低下などの課題が生じています。社会・経済状況が大きく変化する中で、都市機能の強化、地域の歴史的・自然的特性の維持、周辺景観との調和や活力あるまちづくりなど、均衡の取れた土地利用の維持が課題となっています。

基本方針

本市の最大の特徴である歴史的文化的遺産とそれを取り巻く豊かな自然環境を保全しつつ、良好な景観形成や地域・地区の特徴を生かした都市環境と生活環境の維持・発展を図るため、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

豊かな自然環境や歴史的文化的遺産を有し、それを継承する地域や、大船、深沢地域など都市機能を強化し、鎌倉の新たな魅力を創造していく地域など、それぞれの地域の個性を引き出すことを基調とし、三つの拠点がそれぞれの特性を生かした役割分担をこなし、互いに影響し合うことで、本市全体で活力や鎌倉の魅力の向上につながる土地利用を図ります。

鎌倉駅周辺、大船駅周辺に並ぶ第 3 の拠点として、まちづくりを進める深沢地域整備事業は、「Society5.0」や「スマートシティ」など国の戦略を受け、新たな時代を見据えた社会インフラや多様な機能の導入により、その実現を目指します。深沢地域整備事業は、深沢地域のみならず、市域全体の持続可能なまちづくり（スマートでコンパクトなまちづくり）を牽引し、本市のポテンシャルを高め、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」の創造を目指すとともに、世界の先進モデルとなるようなまちづくりを目指します。

津波対策、浸水対策、避難対策など、近年、多発する様々な自然災害等への備えを強化し、災害に強い安全・安心なまちの実現を図ります。

環境

現状と課題

歴史的遺産とこれらを取り巻く自然環境は、鎌倉の個性であり資源です。急激な宅地造成から自然環境を守るために、鎌倉の文化人や多くの市民の力が集結した日本初のナショナルトラスト運動は、古都保存法制定の契機となりました。その後も、全国に先駆けた「鎌倉市緑の基本計画」策定や、市街化区域の三大緑地(広町・台峯・常盤山)の保全など、市民とともに緑の環境づくりを進めてきました。現在、本市は「緑の量」の確保から、「緑の質」の充実への転換期にあり、生物多様性の保全や低炭素都市づくりの考え方に沿って、「緑の質」の充実に努めています。

生活環境の面では、ごみの減量・資源化を推進するため、「ごみダイエット運動」、「ごみ半減都市宣言」、さらには、家庭からの廃棄物の5分別収集(燃やすごみ、燃えないごみ、資源物、危険・有害ごみ、粗大ごみ)を開始するなど、様々な分別収集・資源化を他市に先駆けて取り組み、積極的に資源の再生利用を進めてきました。近年では、家庭系ごみにおける、製品プラスチックの分別収集、家庭系燃やすごみ、燃えないごみの有料化の開始とともに、製品プラスチック及び布類の対象品目を拡大するなど、さらなる、ごみの減量を進めています。しかしながら、本市の一人あたりのごみの排出量は、県内市町村の中でも多く、廃棄物の発生抑制とともに再使用、再生利用を促進することで、循環型社会の形成を進めていかなければなりません。年間を通じて訪れる多くの観光客に対しても協力を求めることが必要で、平成30年(2018年)10月に行った「かまくらプラごみゼロ宣言」に基づき、使い捨てプラスチック製品の利用廃止など広く発信を行っています。

地域の環境保全の課題に加え、地球規模での環境問題への取組が、近年、ますます重要視されています。平成27年(2015年)、持続可能な暮らしや社会を営んでいくための世界の共通目標として、持続可能な開発目標(SDGs)が国連で採択され、本市も平成30年(2018年)6月に、国から「SDGs 未来都市」の一都市として選定されました。地球環境といったグローバルな課題解決に向け、市民・NPO・企業等との連携により、身近な環境問題に積極的かつ継続的に取り組み、発信していくことが求められます。

基本方針

「SDGs 未来都市」として国際的視野を持って、人と自然環境、歴史的文化的遺産が共存し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成に向けた環境行政を総合的・計画的に推進していきます。

歴史的文化的遺産及びそれを取り巻く自然環境を保全・活用することにより、伝統と文化の薫り高い環境を確保するとともに、地域性豊かな都市景観と居住環境を継承・発展させ、潤いと安らぎのある良好な都市環境を創造します。

廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用やエネルギーの有効利用に努め、循環型社会を形成します。特に、「かまくらプラごみゼロ宣言」に基づき、これまで実施してきたレジ袋などの使い捨てプラスチック製品の利用廃止・回収などを一層推進し、ゼロ・ウェイストの実現を目指します。

世界規模で進行する地球温暖化その他の気候変動や東日本大震災等を受けたエネルギー政策の転換を見据え、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの導入とともに、地

域環境の保全や環境負荷の低減のための自発的な環境保全活動につながる様々な施策に取り組めます。

計画の推進に向けた考え方

これまで、どこの国も経験したことのないスピードで進む人口減少・少子高齢化が引き起こす社会課題の解決には、市民・NPO・企業をはじめ、多様なステークホルダーとの連携と共創により、試行を繰り返し、粘り強く取り組んでいく必要があります。また、人生100年時代とも言われる長寿社会では、これまでの画一的な社会制度を見直し、柔軟な制度を構築していくことが求められます。さらに、日本各地で発生している様々な自然災害等を想定した備え、高度経済成長期に整備した社会インフラの一斉老朽化への対応は、本市の行財政運営に重くのしかかり、これまでの行財政運営を根本から見直さなければなりません。

このような環境の中、私たちは、先人から受け継いできた歴史や文化、風土を守り、そして、さらに磨きをかけ、鎌倉のまちに新たな価値を築き、次代に引き継いでいくことが求められています。

このため、第4期基本計画においても、引き続き「市民自治」、「行財政運営」、「防災・減災」、「歴史的遺産と共生するまちづくり」を6つの将来目標を支えるための基本となる「計画の推進に向けた考え方」として位置付けます。

また、平成27年（2015年）9月に国連で採択された17の目標と169のターゲットからなる「SDGs」の理念は、これまで本市が目指してきた持続可能な都市経営と方向性を同じくするものです。「SDGs」により、令和12年（2030年）までに目指す方向性を広く共有するとともに、令和7年（2025年）に本市が目指す事業目標・手法を設定し、それぞれの施策に取り組むことで、引き続き、持続可能な都市経営に努めるとともに、「つながる鎌倉条例」や「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の制定を踏まえ、魅力と活力にあふれる地域社会、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。このため、「SDGs」、「共創」、「共生」の視点にも配慮しながら、計画に位置付けた施策を着実に実施していくことで、第3次鎌倉市総合計画で掲げた本市の将来都市像の実現を目指していきます。

市民自治

現状と課題

本市は昭和48年（1973年）に、市民の参加と連帯でつくる市民自治を目指し、鎌倉市民憲章を制定し、まちづくりの基本となる方向を定めました。

これを受けた第3次鎌倉市総合計画基本構想の基本理念では、市民自治の確立として「まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざす」ことを掲げています。

これまでも、地域のことは自らの力で解決しようとする市民力・地域力を生かした取組が活発に行われていますが、近年多発する自然災害等を受け、災害時や緊急時における、地域内の相互協力による活動や連帯意識の重要性が再確認され、市民自治のより一層の推進が求められています。

その一方で、本市においても、核家族化や少子高齢社会の進行、ライフスタイルの変化や多様化などにより、地域コミュニティが薄れつつあります。その中で家庭・地域における人間的なつながりや心豊かな生活をともに送る場としての地域コミュニティの重要性が高まっており、学校区単位や地域包括支援センターの担当地域単位など、日常生活に密着した身近な地域コミュニティの構築が求められています。

市民が市政に参画し、行政との協働のまちづくりを進めていくためには、市政などに関する情報が市民にわかりやすく「伝わる」よう、的確に提供される必要があります。また、子どもから高齢者までの幅広い市民の声を受け止め、それを実現していくことで、市政を身近に感じてもらうことが重要です。近年の情報技術の発達や、ソーシャル・ネットワークキング・サービスの普及などを的確に使い分けた広報・広聴活動の推進が課題となっています。

平成31年（2019年）1月には、市民活動のさらなる推進を図るため、「つながる鎌倉条例」を施行し、市民活動や協働のより一層の推進を目指しています。市民・NPO・企業等との連携・共創の推進とともに、これまで取り組んできた高齢化が進む住宅地における住民主体のまちづくりや、地域における避難所運営マニュアルの策定など、先進モデルの他地域での実践も期待されています。

さらに平成31年（2019年）3月には、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らせる社会の実現を目指し「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定しました。鎌倉市民憲章の精神に基づき、市民自治を確立するために、すべての市民、NPO、企業等が参画し、共に手を携えて地域づくりに取り組むことができる環境づくり、体制整備が必要です。

計画の推進に向けた考え方

市民自治の確立に向けた意識の形成と支え合える仕組みづくり（共生社会の実現に向けた取組の推進）

市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする「市民のための地方自治」を推進するため、市民意識の形成と支え合いを実現するための仕組みづくりに取り組み、

すべての人が自らの望む形で参画できる共生社会を目指します。行政計画等の策定に際しては、共生の視点を反映させるとともに、その評価を行うことで、共生社会の実現に取り組めます。

地域コミュニティの活性化

地域コミュニティの活性化に向けて、地域コミュニティの将来の姿を市民とともに検討し、地域の自主的な活動を支援します。また、市民団体の活動や、団体間、市民相互の交流機会の場づくりを行うとともに、多世代間交流等を積極的に進め、多世代がふれあえて、だれもが活動に参加しやすい環境の整備に努めます。さらに活動を担う人材の育成や情報提供などにより、コミュニティ活動を支援します。

共創によるまちづくりへ

施策の展開や事業実施に当たっては、市民・NPO・企業等など、多様なステークホルダーとの対話を重ねることにより、新しい価値を共に創り出すことで、適切な市民サービスの提供や、個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指します。

市民参画のための広報・広聴

見やすくわかりやすい広報紙やホームページづくりを行うなど、様々な媒体を活用し、行政情報を積極的に提供するとともに、だれにでも必要な情報が伝わるよう、広報活動の充実に努めます。広聴についても、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを含めた多様なコミュニケーションツールを用い、様々な場を通して、幅広い世代の意見をきめ細かく聴き取るとともに、意見・要望等の公表による市民の意向の可視化を積極的に進めます。また、市民との合意形成を重んじ、様々な手法の特性を生かした効果的な広報・広聴活動に努め、政策形成の過程や評価などを可視化することで、積極的な市民参画を図ります。

SDGsのゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

市民自治の確立に向けた取組や市民との合意形成を重視した広報・広聴活動を充実させ、地域のまちづくりや市政において、より市民等の理解と共感を得ながら意思決定を行うとともに、市政の説明責任と透明性を確保します。市政への市民参画や地域の多様な担い手との共創によるまちづくり、他自治体との広域的な連携などを通じて、効果的なパートナーシップを奨励・推進します。

行財政運営

現状と課題

本市では、市民サービスの向上を図るため、限られた資源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までを計画期間とする「第 4 次鎌倉市行革プラン」を策定し、財政基盤の確立や、選択と集中によるサービスの見直しの取組を推進するとともに、人材・組織力の強化、協働の推進と民間や公的機関との連携強化に取り組んできました。

こうした中、行財政運営の前提となる本市の財政状況は、高齢化や将来の人口減少に伴い、歳入の根幹を成す市税収入が減少となり、さらに少子高齢化をはじめ社会環境の変化が福祉・子育て施策などの扶助費の増加に拍車をかけ、経常的に支出される義務的経費の増加による財政の硬直化がますます進むことが見込まれます。

また、高度経済成長期に整備された公共建築物や道路、下水道など市民生活を支える社会基盤施設は老朽化が進み、その維持管理経費は今後大きく増加することが見込まれ、身の丈にあった、そして中長期的な視点を持ったマネジメントが必要です。

さらに、深沢地域整備事業や市役所本庁舎の移転整備など、将来に向けて必要な投資も一定の財政負担が必要であり、持続可能な都市経営を行うには、様々な視点で、従来の行政運営の手法を根本から見直し、財源確保に努める必要があります。そのため、行財政運営の最適化や公共施設再編など、後述する「計画の推進に向けた考え方」に基づいた新たな事業手法を取り入れることにより、諸々の経費圧縮を図るなど、組織が一丸となった取組を進めます。

平成 26 年（2014 年）11 月に人口減少と少子高齢社会における的確な対応と問題の克服を謳った「まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）」が施行されたことを受け、本市においても平成 28 年（2016 年）3 月に「鎌倉市人口ビジョン及び鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、まちづくり、ひとづくり、しごとづくりに関わる施策を展開し、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」を目指した取組を進めてきました。

また、平成 30 年（2018 年）6 月には、地方創生分野における日本の SDGs モデルとして、国から「SDGs 未来都市」として認定を受け、これまで取り組んできた持続可能なまちづくりをより一層強化し、同年 7 月には Fab City 宣言、11 月にはパブリックシティ宣言を行う他、鎌倉テレワーク・ライフスタイル研究会を発足させるなど、市民・企業等との連携・共創、テクノロジーを活用した行政サービス、鎌倉にふさわしい産業振興・人材集積などの施策の推進に取り組んできました。

国では、SDGs と連動する官民を挙げた「Society 5.0」の推進を掲げています。第 4 次産業革命と呼ばれる AI や IoT による技術革新に対応した行財政運営が、基礎自治体にも求められています。これまでの取組を継続、充実させ、「Society 5.0」の実装を目指すとともに、これまで培ってきた市民力・地域力などの鎌倉が誇る資源を生かしながら、新たな視点、そして、長期的な視点を持った行財政運営を推進していく必要があります。

計画の推進に向けた考え方

行財政運営の最適化を図るため、市の事務や事業実施に係るコストを明確化し、必要となる人材や予算を適正に配置・配分するとともに、新たな民間活力や民間資金（投資）の手法として PPP・PFI に加え、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）などの導入を推進します。

また、行政サービスの利便性や市民生活の質の向上を目指し、市の組織体制や職員の能力向上を図るとともに、AI や RPA などのテクノロジーを積極的に導入することにより、市役所業務の効率化や申請事務・手数料支払の電子化など新たな手法の活用に加え、行動科学等の理論に基づくアプローチ（ナッジ理論）の導入により、政策効果を高めるなど、持続可能な都市経営に向けた行財政運営を進めていきます。

施策の選択と集中

新たな事業を実施するに当たっては、真に市民が必要とする行政サービスに注力するため、証拠に基づく政策立案（EBPM）を推進することで、特に優先して取り組んでいく施策を明確にし、選択と集中による行財政運営を徹底します。また、行動科学等の理論に基づくアプローチ（ナッジ理論）により、政策効果を高めていきます。

組織体制・職員力の向上

多様化・高度化する社会課題に対応するための組織体制の見直しや、テレワークの導入など、働きやすい環境の充実による多様な人材の活用、一人ひとりの職員力の強化に取り組みます。

多様な人材（担い手）との共創

行政・市民・NPO・企業等の様々なステークホルダーとの共創関係を築き、市や市民が抱える課題を解決します。特に、市の取組を SDGs の目標やターゲットとあわせてわかりやすく示すことで、課題や目標の共有化を図り、共創関係を築く土台とします。

公共施設等マネジメントの推進

「鎌倉市公共施設再編計画」（平成 27 年（2015 年）3 月策定）や「鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画」（平成 28 年（2016 年）3 月策定）に即し、施設の統廃合などを含む再編や維持管理費用の平準化とともに、次世代への資産形成に取り組むなど、公共施設のマネジメントを着実に推進します。

広域行政の推進・関係諸機関との連携

交通・環境・市街地整備・施設利用など、様々な分野の共通課題において、県や周辺の地方公共団体、関係諸機関などとの連携や協力を推進します。

地震などの災害対策、緊急事態対策、救急医療対策など、非常時・緊急時の広域での協力体制整備に努めます。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

行政・市民・NPO・企業等の様々なステークホルダーとの共創関係を築きながら、市や市民が抱える課題や目標の共有化を図り、透明性の高い行財政運営を推進します。また、高齢化や人口減少が進む中、人材・組織力の強化とともに、市民等との協働や民間・公的機関との連携強化を進めることにより、市民力・地域力などの資源を生かしながら、新たな視点、長期的な視点にたった行財政運営を推進します。

防災・減災

現状・課題

市民の生命や財産を守るのはもちろんのこと、中世由来の都市としての背景と基盤を持つ本市においては、多くの歴史的文化的遺産や豊かな歴史的文化的環境を、いかに災害から守るかということが、大きな課題となっています。また、風光明媚な海岸線を有する観光地として、年間を通じて多くの観光客が訪れることから、観光客の安全対策など幅広い災害時の対応が課題となっています。

東日本大震災を受け、国・県による地震被害想定や津波浸水予測が進められており、沿岸部に位置する本市では、津波被害などの深刻な被害が想定されています。さらに近年では、異常気象に伴うゲリラ豪雨などによる浸水・がけ崩れなどの被害も想定されます。

こうした災害に備え、災害の発生と被害を完全に防ぐことが不可能であるとしても、災害時の被害を最小化する「減災」という考え方から、災害に強い、しなやかなまちづくりを進める必要があります。

計画期間を前倒して策定した第3期基本計画においては、「安全な生活の基盤づくり」につながる取組を優先的に進め、地域防災計画（風水害編）の改定、地区別危険箇所マップの作成をはじめ、消防本部の大船への移転などに取り組んできましたが、今後も継続的に災害に強い、強靱（レジリエンス）なまちづくりの推進に取り組んでいくことが必要です。

特に、最新の知見や想定に基づく災害リスクの変化や施設の老朽化などを踏まえた避難所の再点検、防災教育などソフト面の充実などに日頃から取り組むことで、災害発生時に市民力・地域力が発揮できるよう準備を整えておくことが求められます。少子高齢社会の進行、近隣社会における相互扶助意識の希薄化など、地域社会における災害脆弱性の拡大と深刻化が懸念されているなか、自らと家族の避難方法の確認、防災情報の入手先や活用方法の確認、家庭や企業での備蓄など、自助を促すための取組や、自主防災組織、NPO、各種法人、ボランティアの支援などの、共助を促すための取組をより一層進める必要があります。

また、災害時には国や県、他の自治体からの応援や支援物資、ボランティアなどを受け入れ、災害応急対策活動を円滑に行うことが必要で、この「受援力」を高めていくことも課題となっています。

災害時には、行政だけによる対応には限界があるため、企業の能力や保有資源の活用、企業が担う社会的機能の維持などが求められており、災害応急対策や災害復旧に関して、平時から行政と企業と連携を図るとともに、市民、来訪者などへの情報提供をはじめ、防災・減災の分野でも ICT などの新たなテクノロジーの利活用の検討が必要です。

計画の推進に向けた考え方

防災力の向上に向けた取組及び連携

「減災」の基本方針

人命を最重視したうえで災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を災害対応の基本方針とし、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、強靱（レジリエンス）なまちづくりを進めていきます。この基本方針を実現するためには、地域の防災力を向上させ、災害発生時の機動的な応急対策活動を確保することを目指し、市民、企業、市、その他防

災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進める体制を構築する必要があります。

市民との連携

市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」、「共助」の意識を持ち、行政と連携して平常時から備蓄や訓練などに取り組むとともに、災害発生時には自らの安全を守りながら、各種防災活動を実施する体制を整えます。

関係機関及び民間団体との連携・調整

平常時においては、鎌倉市防災会議や総合防災訓練等を通じて関係機関との連携について検証するとともに、地域防災計画に基づく各種防災対策の実施状況を把握します。

災害発生時においては、国・県や防災関係機関と連携を図りながら、市域における応急活動対策の調整を行うとともに、消防力などが最大限に発揮できるよう、被害状況を的確に把握した上で応急対策活動を実施するなど、機動的な防災活動の推進が重要となります。また、本市は、広域的な応援を受けることが必要と認められるときは、「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」などの関係法令や相互応援協定により、国、県、他市町村などに対して協力・支援を求めます。また、企業や NPO などとの連携強化とともに、災害時に応援職員やボランティア、支援物資などを受け入れ、災害応急対策活動を円滑に行える「受援力」の向上も図っていきます。

防災対策の総合的な展開

長期的な視点では、災害に強い安全なまちづくりを進めながら、耐震対策をはじめとする都市の防災性の向上、災害の発生に備えた事前準備、想定される被害の様相に対応した応急活動対策の選定とその実効性を確保するとともに、復旧・復興対策も視野に入れ、総合的な防災対策を展開していきます。

多様なニーズに対応した取組

被災時における男女のニーズの違いとともに、年齢、障害の有無、国籍などの個別事情や、妊娠婦、乳幼児や子どものいる家族等への配慮が必要となっており、こうしたニーズの違いを踏まえた被災者支援に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めます。また、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、多様なニーズに配慮した地域防災計画の推進に努めます。

業務継続計画（BCP）の運用

災害などが発生した際に、災害応急業務とともに、市民生活に密着した通常業務についても、中断することなく継続して遂行していくための体制を整備し、地震等災害時には、業務継続計画（BCP）に基づき業務の継続に努めます。

災害時の ICT の利活用

被災時に市民及び来訪者が迅速かつ的確な情報を収集できるよう、ICT などの新たなテクノロジーを活用した環境づくりに努めます。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

災害対策全般において、男女のニーズの違いとともに、女性や子どもへの配慮等、様々なニーズに十分配慮します。また、ICT の活用などにより災害時の市民の生命や財産を守ることができる強靱なインフラ構築を実現するとともに、業務継続計画の活用による体制整備や市民の防災意識向上や関係主体の連携体制整備などにより、災害に強い地域づくりを進め、災害による経済的な損失を削減します。さらに、十分な災害対策を行うことにより、鎌倉の歴史的遺産、自然遺産を保全します。

歴史的遺産と共生するまちづくり

現状と課題

本市は、豊かな緑に囲まれた多くの歴史的遺産と人の暮らしが共存するまちです。鎌倉の持つこうした魅力は、先人達のたゆまぬ努力により築きあげられ、長い歴史の中で見舞われた災害などを乗り越えてきました。市民の誇りであるこの魅力や個性は、世界的に価値ある人類共通の遺産として、大切に守るとともに、内外に向けて発信していく必要があります。

平成4年(1992年)、「古都鎌倉の寺院・神社ほか」が、国(文化庁)により、世界遺産として登録推薦していく物件を示す「暫定リスト」に記載され、国連教育科学文化機関(ユネスコ)に提出されました。これをきっかけに、本市でも、貴重な歴史的遺産を、末永く、確実に保全していくことを重要な取組と位置付け、神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市(4県市)で連携を図りながら、世界遺産登録を目指す取組を進めてきました。しかし、平成25年(2013年)に国際記念物遺跡会議(イコモス)からの「不記載」の勧告が出されたことを受け、4県市で協議を行い、取り下げの意向を国に伝え、同年6月に推薦書が取り下げられました。

一方、本市では、「歴史的遺産と共生するまちづくり」に向け、「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」の策定に取り組み、平成28年(2016年)1月に国から認定を受けました。さらに、「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」の策定作業を通して、鎌倉の歴史的文化的魅力の再発見につながったことから、日本遺産認定に向けてのストーリーを組み立て、平成28年(2016年)4月に「日本遺産(Japan Heritage)」として認定されました。認定を受けた『「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～』のストーリーを紹介するとともに、鎌倉の歴史的遺産の魅力発信を進めています。今後は、歴史的遺産の保全とともに、観光と市民生活の両立や「人」優先の交通環境の実現などの取組がより強く求められます。

本市では、これまでも、世界に誇る貴重な歴史的遺産を保全・活用し、後世に伝えるとともに、その文化の保存・継承に努めていくことを都市の将来目標に位置付けてきました。今後は、さらに鎌倉の歴史や文化を身近に感じ、海や山などの自然を大切にする気持ちを育みながら、歴史的遺産の保全にとどまらず、市民が暮らしやすく、誇りに思えるまちづくりを進めていく必要があります。

計画の推進に向けた考え方

鎌倉の魅力や価値の共有

本市の歴史的遺産は、「文化財保護法(昭和25年法律第214号)」や「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)(古都保存法)」などの各種法律を活用することにより守られてきました。今後は、これまでの取組に加え、市民・事業者・行政の共創による、歴史的遺産と人の暮らしが共生するまちづくりに向けた取組を進めることが求められます。そのため、市内の小・中学校をはじめとする教育機関などとの連携により、学ぶ機会をさらに充実させるほか、幅広い世代へ多様な学習機会を提供することなどを通じて、市民が鎌倉の魅力や価値を共有することで、これらの遺産を確実に守り、後世に伝えることにつなげていきます。

「住み続けたい、住んでみたい、訪れたい」まちづくりに向けて

歴史的遺産の保全

史跡の指定や保存管理、公有地化を進めるとともに、文化財の調査・研究や保存修理を進めることで、本市の貴重な歴史的遺産の保全に努めます。また、鎌倉のまちづくりの歴史や風致景観に配慮しつつ、多くの歴史的遺産をいかに災害から守るかという課題についても引き続き、検討を進めます。

景観形成の推進

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）（古都保存法）」や「景観法（平成 16 年法律第 110 号）」などの法制度だけでなく、条例その他様々な手法を活用して適正な規制誘導を行うことで、景観の維持・向上に努めます。

「人」優先の交通環境の実現

パーク＆ライドなど、交通需要マネジメント施策を展開するとともに、公共交通機関の利用促進を図り、流入交通量の増加を抑え、快適な交通環境を確保します。併せて、関係機関などと連携を図りながら道路整備を進め、安全で安心な歩行空間の確保に取り組みます。

防災対策の推進

津波避難路の整備や情報伝達体制の充実など、災害時の市民・観光客などの安全対策を進めます。

観光と市民生活の両立

歴史や文化を継承し、観光を通じたまちづくり、人づくりによって、市民・観光客が共に鎌倉の魅力を享受し、快適な時間を過ごすことができるように努めます。また、散乱ごみ対策や路上喫煙対策など、マナーの向上に取り組めます。

世界遺産のあるまちを目指して

鎌倉の貴重な歴史的遺産を守り伝えていくための具体的な取組の一つに世界遺産登録があります。世界遺産のあるまちにふさわしい歴史的遺産と共生するまちづくりを進め、中長期的な目標として世界遺産登録を目指します。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

文化財の保存と活用や歴史的風土の保存などにより、鎌倉の歴史的遺産、自然遺産を未来へと確実に継承します。

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 施策の方針

人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち

平和

平和意識の醸成

全世界の人々が平和な環境で暮らせるよう、平和意識の醸成に努めます

施策を取り巻く状況

現状

本市は、昭和33年（1958年）に人類普遍の願いである平和を願い、「平和都市宣言」を他の地方公共団体に先駆けて行いました。

「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」の精神に基づいて、平和のつどいなど平和意識の醸成を図るための平和推進事業を、市民主体で行ってきており、地域社会の平和意識が高いことは本市の特徴であり次世代に引き継ぐべき資産であるといえます。

しかしながら、平和推進事業への若い世代の参加が少なく、参加者の高齢化が進んでいます。また、戦争体験者など平和の大切さを直接訴える語り部の方々も高齢化が進み、本市に限らず、全国的に「戦争の語り部」が少なくなっています。

課題

平和に係る関心の一層の喚起と次世代への継承

若い世代を中心とした平和推進事業への参加の促進

目標とするまちの姿

だれもが平和な環境で暮らすことができる世界（社会）を築くため、「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」の精神を市民間で共有し、鎌倉から平和の大切さを広く世界へ発信しています。

SDGsのゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」の精神に基づき、平和意識の醸成や平和について考える機会を提供するなどにより、市民一人ひとりが平和のために必要なことを考え、地域レベルでの取組を実践することで、人類普遍の願いである平和な社会の実現を目指します。

主な取組

平和意識の醸成

平和意識の醸成や平和について考える機会を広く市民に提供するため、身近な場での啓発事業を実施します。

人権

人権尊重社会の実現

一人ひとりの人権が尊重される社会を目指します

施策を取り巻く状況

現状

本市では、人権をめぐる様々な状況を踏まえ、平成 16 年（2004 年）に、人権施策を推進していくうえでの基本的な方向性を示す「かまくら人権施策推進指針」を策定しました。しかし、今なお、人種や国籍、性別、性的指向や性自認、障害などによる差別や、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、様々なハラスメントなど人権を著しく侵害する犯罪も増加しています。

性別による差別の解消など、男女共同参画社会を実現するためには、なお一層の努力が必要なことから、平成 19 年（2007 年）2 月に「鎌倉市男女共同参画推進条例」を施行しました。しかしながら、市や民間団体等における女性の意思決定過程への参画はいまだ十分とは言えない状況にあります。

課題

人権意識の啓発及び人権教育の推進

多様化する人権問題への対応

あらゆる分野において、だれもが意欲に応じて参画し活躍できる社会の実現

男女共同参画推進のための啓発の強化

市及び民間団体等における女性の意思決定過程への参画促進

目標とするまちの姿

市民一人ひとりが、社会との関わりを持ち、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、生涯安心して自分らしく暮らすことのできるまちとなっています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

人権意識の啓発や人権教育の推進など、市民一人ひとりの人権意識の醸成を図り、子どもから高齢者まですべての人が差別をはじめとする人権被害を受けることなく、基本的人権が尊重され、不公平・不平等のない社会を目指します。

また、地域社会や市政運営等、様々な場面でだれもが性別等に関わらず平等に機会を与えられるジェンダー平等な社会をつくります。特に公共分野での意思決定過程においては、女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保します。

主な取組

人権意識の醸成

市民一人ひとりが、人権に関心を寄せ、他者を思いやり、行動することができるよう、人権啓発に努めます。

また、関係機関と連携し、人権に関する相談・救済支援体制を充実させるなど、人権施策の推進を図ります。

だれもが参画できる社会の推進

社会のあらゆる分野における活動にだれもが参画できる社会を目指します。

また、政策・方針決定の場など、意思決定過程において、特に女性の参画とともに意見が反映される社会を推進します。

多文化共生

多文化共生社会の推進

様々な国籍・文化の人々が安心して暮らせる社会を目指します

施策を取り巻く状況

現状

国際的な移動コストの低下や情報通信サービスの高度化、低コスト化などにより、人、資源、金、技術、情報などが国境を越えて移動するグローバル化がますます加速し、私たちの生活のあらゆる分野に浸透しています。

生産年齢人口が減少する中で、日本で学び、活動する外国人は増え続けており、平成 30 年（2018 年）12 月 14 日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）」により、今後こうした外国人は一層増加すると見込まれています。

市では、市民の多文化共生社会への関心の喚起と理解促進に向けて、情報提供や啓発の強化、交流の機会提供などに取り組んでいます。

課題

多文化共生への関心の喚起と理解の促進

外国籍市民が暮らしやすい生活環境の整備

市民と外国籍市民の交流の機会の充実

目標とするまちの姿

国籍や民族の異なる人々が互いの文化を認め合い、相互に交流、協力し合うことで、共生社会への取組が進んでいます。また、様々な国籍・文化の人々が安心して快適に生活できる環境が整備されています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

市民・市民団体等との連携による講座やイベント、国際理解教育などを通じ、文化の多様性への理解促進、グローバルシチズンシップの育成に取り組みます。

主な取組

国際理解・交流・協力活動への支援・促進

市民・市民団体と連携しながら講座やイベントを開催するとともに、学校教育での国際理解教育を通じて、市民の国際理解の促進を図ります。

外国籍市民が暮らしやすい環境の整備

外国籍市民への行政情報の提供や、学校教育の場での対応の充実に努めます。

歴史を継承し、文化を創造するまち

歴史環境

文化財の保護

鎌倉の貴重な文化財を適切に保存し、積極的な活用を進めます

施策を取り巻く状況

現状

我が国初の本格的な武家政権発祥の地である本市には、中世から近代に至る建造物等の有形文化財、郷土芸能等の民俗文化財、史跡等の記念物等の文化財が多く存在しています。特に、中世都市遺跡を中心とした埋蔵文化財包蔵地及び指定史跡の範囲は市域の6割以上を占めており、過去40年以上にわたって実施されてきた発掘調査により、豊富で多種多様な文化財が発見されています。

しかし、出土品を含む文化財が極めて多いことから、保存と活用のスペースや環境が十分ではなく、また、これら文化財の現状を適切に把握し、保存・修理内容を判断する専門的な知識を持つ人材も不足しています。

市内の国指定史跡は、鶴岡八幡宮境内や北条氏常盤亭跡、永福寺跡など31箇所あり、県指定、市指定を含めると42箇所の指定史跡があります。このうち、国指定史跡永福寺跡は、平成29年度（2017年度）に公開活用に向けた整備を終了し、整備範囲を一般公開しています。しかし、史跡の数が多く範囲も広いことから、保護のために公有地化したすべての土地の十分な公開活用はできていません。

文化財の公開施設である鎌倉国宝館や鎌倉歴史文化交流館をはじめ、文化財を有している社寺、地域、市民等の理解と協力により、地域の様々な文化財の公開活用と継承に努めていますが、広範で多彩な文化財の十分な活用と確実な継承が必ずしも行われているとは言えません。

課題

出土品を含む文化財の恒久的かつ適切な保管場所の確保

文化財に係る専門的人材や財源の確保などによる保護・継承体制の強化

史跡の公有地化と公開活用

学校教育や生涯学習、地域の魅力発信などでの文化財の活用

郷土芸能の保存と継承

近代以降の建造物等の文化財の保護

目標とするまちの姿

史跡などの文化財の保存が図られるとともに、市民等が触れることのできる形で活用や情報発信が積極的に行われています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

文化財の指定や史跡の公有地化により、鎌倉に所在する文化財や歴史的遺産を保護し、未来へと確実に継承します。また、文化財の保存と活用を通じて、地域固有の歴史や文化の価値を理解し、これらを継承する持続可能な地域づくりに取り組みます。

主な取組

文化財の保護及び継承体制の充実

有形・無形文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物等の貴重な文化財を、後世に確実に引き継いでいくため、調査・研究の成果に基づき指定・登録を進めるとともに、適切な保存修理、整備等を実施します。また、出土品を含む貴重な文化財を適切に保存・活用するため、専門的な人材の確保や保管スペースの環境整備を進めます。

史跡の公有地化、整備・管理

貴重な史跡を保護していくため、公有地化を進めるとともに、公開活用に向けた整備及び管理を進めます。

情報発信の充実

市民や来訪者が文化財について理解が深められるよう、教育・観光等の関連施策とも連携して積極的な公開及び情報発信を行うとともに、鎌倉国宝館や鎌倉歴史文化交流館を核として、社寺や史跡など市内に所在する豊富な文化財や歴史的遺産をつなぎ、鎌倉のまち全体を博物館とするエコミュージアムの仕組みを構築し推進します。

文化

文化活動の支援・促進

伝統と先端の融合を図り、文化価値の創造と発信を以って、文化芸術の振興を進めます

施策を取り巻く状況

現状

本市は、進取の気性に富んだ感性豊かな市民に恵まれており、市民の自主的で創造的な文化活動が活発に行われており、伝統的な文化の継承とともに、新しい文化を創造する活動も見られます。

本市は、文化財や史跡、伝統芸能など、歴史的に受け継がれてきた文化資産のほか、近代鎌倉の風土が生み出した本市ゆかりの文学や絵画などの作品が多くあり、文化活動に活用可能な地域資源に恵まれています。

今後、各種文化施設の維持管理に係る経費や、鎌倉芸術館をはじめ設備等が老朽化した施設の修繕費など、文化活動の拠点となる施設を適切な状態に維持していくための財源の確保が必要となります。

文化活動をより一層活性化するためには、その担い手を確保することが必要ですが、中長期的に本市の生産年齢人口が減少していく中で、こうした人材の確保が困難となっています。

課題

情報や活動・交流の場の提供など市民主体の文化活動の支援

持続的安定的な施設運営のための維持管理コストの確保

文化活動の担い手の発見と発掘

目標とするまちの姿

鎌倉のまちがこれまで歩んできたそれぞれの時代の文化を学び、そして触れることのできる環境が整っています。市民が質の高い文化に触れ、また、文化芸術活動の推進が図られることで、市民等の自主的な文化芸術活動が日常的に展開され、新たな文化の創造・発信が常に行われています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

文化財や史跡、伝統芸能など歴史的に受け継がれてきた文化資産とともに、近代鎌倉の風土が生み出した本市ゆかりの文学や絵画などの文化資源の保全・活用を通じて、地域固有の伝統や文化の価値を理解し、これらを継承する持続可能な地域づくりに取り組みます。

主な取組

アートマネジメントの充実

より多くの市民が質の高い芸術に触れる機会を提供するため、芸術文化に関する情報を収集します。また、文化施策の研究と検討、企画立案を行います。

参加・鑑賞機会と場の提供

多くの市民が鎌倉の特有の文化に気軽に触れるため、芸術文化振興の拠点となる市の施設が適正に維持・管理されるとともに、文化の質的向上と豊かな市民生活に寄与する文化事業を実施し、市民の文化活動への参加・鑑賞や場の提供を行います。

文化・芸術活動の発信

鎌倉ゆかりの文化芸術の功績、資料等を広く市民等へ知らせるとともに、後世に伝えます。

都市環境を保全・創造するまち

みどり

緑の保全等

緑地保全及び創造に努めます

施策を取り巻く状況

現状

緑は、市民生活に潤いと安らぎを与えるとともに、生態系の維持、大気の浄化、災害防止などの役割を果たしています。

本市では、平成8年（1996年）に全国に先駆けて「鎌倉市緑の基本計画」を策定し、国・県と連携して、地域制緑地の指定等により多くの緑地を保全しています。

本市では、緑地保全や都市緑化への市民意識が高く、土地所有者をはじめとした市民の協力を得ながら、民有緑地の維持管理や接道緑化に取り組んでいます。また、市民、公的な緑化推進団体との連携により、啓発活動や緑地管理の担い手の育成を行っています。

平成24年（2012年）の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）（第2次一括法）」の施行に伴い、都市緑地法が改正され、県から特別緑地保全地区における行為許可や土地の買入れなど一部の権限や事務が本市へ移譲されたことにより、新たな役割や財政上の負担が増えました。

本市の緑は多くが民有地で占められており、個人・法人の土地所有者により支えられていますが、地域制緑地の指定が進んだ一方で、適切な維持管理が行われていない緑地もあります。

このような民有緑地の周辺住民からは、管理に係る要望が継続的に出されていますが、樹木が大径化していることで専門業者による作業が必要となるなど、特に住宅地に接する緑辺部において、土地所有者の管理負担が増しています。

課題

都市環境を支える緑の保全・創造の継続

樹林管理事業や保存樹木等の土地所有者支援制度の継続

緑地の維持管理の担い手育成の充実

目標とするまちの姿

緑地が良好に維持されることで、その機能が十分に発揮され、快適で災害に強い都市環境が保全されています。市街地の緑を維持管理する担い手の育成が継続的に行われ、市民の自発的な活動が活発に行われています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

生態系の維持、大気の浄化、災害の防止などに必要不可欠な緑地の保全が求められています。地域制緑地の指定等により緑地の保全を行うとともに、市民の自発的な緑化活動への支援によりだれもが身近に親しむことのできる緑の保全と創造を目指します。

主な取組

緑の保全・質の充実

国・県と協力しながら広域的な緑地保全を推進します。また、良好な緑地環境を維持するために市が保有する緑地の活用方策を検討するとともに、民有緑地の所有者への支援と維持管理の担い手の育成を継続し、緑の質の充実に努めます。

市民が主体となる緑化への支援

まち並みのみどりの奨励事業をはじめとして、市民の自発的な活動を支援し、市民が主体となる市街地における緑化活動を推進します。

都市公園の整備・管理

利用者の多様なニーズに対応するとともに都市環境の保全・創造に資する魅力的な都市公園を整備・管理します

施策を取り巻く状況

現状

本市では、豊かな緑を都市公園として保全・有効活用することにより、多様な動植物と共生しながら市民・来訪者に安らぎと健康をもたらすとともに、都市環境負荷の軽減や防災にも寄与しています。また、その他にも市民の休息、鑑賞、遊戯、運動等の利用に供するためのオープンスペースとして、様々な都市公園を配置しています。こうした都市公園の多面的な魅力や機能が本市の都市としての価値を高め、持続的な生活・経済基盤の形成に貢献しています。

現在は山崎・台峯緑地の整備等に取り組んでいるところですが、近年では都市公園整備の重要な財源である社会資本整備総合交付金の交付額や鎌倉市緑地保全基金の残高が減少しており、都市公園の増加に反して管理経費の財源不足も深刻になっています。

市民との連携も進めていますが、参加人数や活動内容が縮小傾向にある地域もあり、市民の協力に過度に依存することは困難です。

このように、財源や体制が不十分であることから、一部では施設の老朽化や維持管理状態の低下が進んでおり、都市公園としての魅力も損なわれつつあります。

また、都市公園以外の緑地についても、樹林の荒廃による機能低下や自然災害に対する懸念が高まっています。

課題

都市公園整備・管理体制の充実

都市公園ごとの特性に応じた保全・管理・活用

計画的な施設の修繕・更新、植生管理

目標とするまちの姿

利用者の多様なニーズや特性に応じた整備・管理が行われ、都市公園が市民等の憩いの場所として親しまれています。また、地域コミュニティの創出や防災、環境負荷軽減など安全で安心な都市環境形成に重要な役割を果たしています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

生態系の保全、大気の浄化、災害防止などの機能を持つ都市公園の適切な維持・保全に取り組めます。また、市民との連携による維持管理体制の充実、緑地保全基金の充実・強化などにより、市民のライフスタイルやニーズの変化に適応しただれもが安全に利用できる公園の整備・管理に取り組めます。

主な取組

多様な都市公園の整備

山崎・台峯緑地をはじめ、利用者の多様なニーズや特性に対応した都市公園の整備に努めます。

都市公園の適正な管理

老朽化した公園施設の計画的な修繕や更新、適切な植生管理を行い、ライフサイクルコストの軽減を図りながら、都市公園の質の向上を目指します。

都市景観

良好な都市景観の形成

景観資源の保存活用と建築行為等の規制・誘導により都市景観の形成を進めます

施策を取り巻く状況

現状

歴史的遺産が豊富で、四季の移ろいの変化が美しい本市は、我が国を代表する古都として多くの人々に親しまれています。寺社や切通し、古くからの建築物など、歴史的文化的価値を有する景観資源が周囲のまち並みや自然的環境と程よく調和し、都市景観を創り出しています。

しかし、市の都市景観の形成に重要な役割を果たしてきた景観重要建築物等について、所有者の高齢化や相続の問題などの課題があり、その存続が危ぶまれています。こうした景観重要建築物等を適切に保全し、現在の鎌倉の景観を未来に継承していくことが望まれます。

また、本市では、「景観法（平成 16 年法律第 110 号）」に基づく「鎌倉市景観計画」の策定や景観地区の指定により、良好な景観形成に向けた基盤づくりを推進する制度を整えてきており、建築行為等の規制誘導によって魅力ある都市景観の形成に努めています。これまでの取組の成果を踏まえ、平成 29 年（2017 年）に「鎌倉市都市景観条例」を改正、「鎌倉市景観計画」を改定しました。しかし、急速な土地利用の転換などにより、鎌倉の良好な景観的特性が失われたり、景観的まとまりが薄くなっている箇所が見受けられます。市内の地形的特性を視認できる公共性の高い眺望点の確保や、自主まちづくり計画の地区計画への移行、低層を基調としたヒューマンスケールなまち並みの維持など、「鎌倉市景観計画」を着実に推進することによって、地域に根ざした景観のまとまりを取り戻していくことが欠かせません。

平成 23 年（2011 年）に指定した景観整備機構による景観形成協議会の支援など、市民・事業者・NPO 等との協働が進んでおり、さらに景観形成に関する協働を充実させる必要があります。

「神奈川県屋外広告物条例」や「鎌倉市景観計画」に基づき、市の特性に応じた屋外広告物の誘導を行うことにより、違法な屋外広告物の量は大幅に減少しました。しかし、掲出方法を含めた屋外広告物の質を高めることへの要望が寄せられており、建築物と一体となり都市景観を構成している屋外広告物については、良好な都市景観の維持向上を図るために、市独自の屋外広告物条例を制定する必要がありますが、制定に向けては、現行法令に違反している看板の取締を強化する必要があります。

課題

まち並みと調和した景観形成
地域に根ざした景観資源の保存活用
景観重要建築物等の適切な保全
市民・事業者・NPO 等との協働の推進
屋外広告物の適正な規制・誘導
公共サインの適正な誘導

目標とするまちの姿

都市の歴史を彷彿させ、また、自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観が形成されています。また、市民・事業者・NPO 等の協力により、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かなまちづくりが推進されています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

地域固有の景観資源の保存活用を通じて、地域固有の歴史や文化の価値を理解し、これらを継承する持続可能な地域づくりに取り組みます。また、建築行為等の規制誘導により、地域の文脈の継承とともに個性豊かで魅力ある地域づくりに取り組みます。

主な取組

良好な都市景観形成の誘導

魅力的な都市景観を形成するため、地域の個性を生かした景観形成を推進します。また、商業地、工業地及び住宅地などそれぞれの土地利用に沿った景観形成を誘導します。特に、景観的な配慮が求められる地域や、新しい都市づくりが期待されている地域では、重点的に景観形成を進めます。

地域固有の景観資源の保存活用

景観資源を活用し、地域ごとの個性豊かなまちづくりを行うため、歴史的建造物などの地域の固有の景観資源の保存活用に取り組みます。

歴史的風土の保存

歴史的遺産と周囲の自然的環境の一体的な保存を推進、本市の歴史的風土の保存を図ります

施策を取り巻く状況

現状

本市に存する豊かな歴史的風土は、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）（古都保存法）」や「鎌倉市風致地区条例」によって、歴史的遺産と周囲の自然的環境が一体的に保存され、世界に誇れるものとなっています。

「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画」では歴史的風土特別保存地区の指定基準が示されており、「かながわ生物多様性計画（都道府県広域緑地計画）」及び「鎌倉市緑の基本計画」では、同地区の指定拡大の方向性を示しています。

樹林地の保全については、公共による管理に加えて、市民等の民による維持管理を後押しする制度の充実が必要です。

課題

歴史的遺産と一体的に構成される山稜部の保存・管理

歴史的風土特別保存地区の指定拡大

市民協働による保全を促進する制度充実

目標とするまちの姿

国指定史跡、歴史的風土保存区域内の枢要な地域に恒久的保存措置が施され、歴史的遺産と自然的環境が保存されています。「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画」に基づき適正な保存・活用が行われています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

歴史的風土の保存及び都市の風致の維持を通じて、地域固有の歴史や文化の価値を理解し、これらを継承する持続可能な地域づくりに取り組みます。また、建築行為等の規制誘導により、地域の文化の継承とともに個性豊かで魅力ある地域づくりに取り組みます。

主な取組

歴史的風土の保存

国民の財産である歴史的風土を守るため、国が定める「歴史的風土保存計画」及び「鎌倉市風致保全方針」に則り、都市における良好な風致の維持及び歴史的風土の保存を図ります。また、歴史的風土保存区域内の枢要な地域の歴史的風土特別保存地区指定拡大に向け、指定権者である県と調整を進めます。さらに、歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、意識の醸成と向上に取り組みます。

生活環境

3 Rの推進・ごみの適正処理

循環型社会の形成を目指し、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向けて、ごみの減量・資源化を推進します

施策を取り巻く状況

現状

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方や国民のライフスタイルによって、天然資源やエネルギーが大量に消費され、環境への負荷が大きくなっています。本市では、ごみの減量・資源化施策に対する市民の理解と日々の協力とともに、これまで推進してきた様々な施策により、ごみの発生量や焼却量を削減してきました。

市民、事業者、市等が一体となり、生ごみ処理機の普及促進など、特に燃やすごみの減量・資源化に努めてきた結果、ごみ焼却量は減少しました。家庭系ごみの燃やすごみ及び燃えないごみの有料化の実施、事業系ごみの分別の徹底等により、ごみの減量・資源化を進めています。

リサイクル率は県内で1位（平成29年度（2017年度））ですが、一方で、市民1人1日当たりのごみ排出量（排出原単位）は近隣市町と比べても未だに多く、今後もさらなる削減の取組が必要です。

ゼロ・ウェイストを目指し、今後のごみの減量・資源化を進めるため、安定的で持続可能なごみ処理体制の構築が必要です。

海洋プラスチックごみによる地球規模の環境汚染への対応が喫緊の課題となっている中で、「かまくらプラごみゼロ宣言」を行った本市として、使い捨てプラスチック製品の削減について積極的に取り組む必要があります。

課題

市民1人1日当たりのごみ排出量の削減

発生抑制及びリサイクル率の維持・向上

安定的で持続可能なごみ処理を目的とした長期ごみ処理体制の構築

目標とするまちの姿

「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向けて、市民、事業者、市等の連携・協働により、ごみの発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組が進み、循環型社会が形成されています。

SDGsのゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

環境負荷の少ない「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指し、環境教育や普及啓発活動の推進等により、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組への理解を深めていく

とともに、市民・事業者等、様々なステークホルダーとの協働により、環境に配慮した安定的で効率的な分別・収集・処理体制の構築に取り組みます。

主な取組

ごみの発生を抑えた環境配慮型社会の構築

家庭や事業活動から排出されるごみの中で、特に食品ロスや使い捨てプラスチック製品に対する発生抑制を行うとともに、ライフスタイルの見直しや生産販売事業者への啓発を図り、市民、事業者、市等が協働して実施してきたごみの3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組を継続します。

また、「かまくらプラごみゼロ宣言」に基づき、事業者などと協働を図りながら、使い捨てプラスチック製品の利用廃止に向けた取組を推進します。

市民生活に対応した分別・収集体制の構築

家庭から排出されるごみの収集について、だれもが不自由なく安心してごみの排出ができるよう、多様な市民生活に対応した効率的かつ効果的な分別・収集体制の構築に取り組みます。

ごみの適切な処理体制の構築

市施設に集めたごみについて、ごみ処理に係る最新技術や民間活力の活用、広域連携、費用負担の軽減などを踏まえ、環境に配慮した安定的で効率的なごみ処理体制の構築に取り組みます。

なお、災害時には「鎌倉市災害廃棄物処理計画」に基づいた対応を行います。

快適な生活環境の保全

市民や事業者等と協働して、美化活動を推進するとともに、生活環境の保全を図ります

施策を取り巻く状況

現状

市民の環境保全に対する意識の高まりとともに、環境問題への対応もより複雑化しています。

快適な生活環境を維持保全するため、環境汚染防止への意識、野生鳥獣への餌付けの防止、有害外来動物の防除、動物愛護の推進への市民の意識の醸成が図られています。

まちや海岸の美化活動に積極的に参画する市民等が多く、市民活動団体の活発な活動により、環境の保全が図られていますが、漂着ごみ・海中ごみ等による生態系を含めた環境・景観の悪化、漁業への被害などが顕在化しています。

来訪者の増加により、ごみの散乱防止をはじめ、落書き防止の対策、受動喫煙防止の対策、公衆トイレの清潔を維持するための清掃業務の充実が求められています。今後、海外からの来訪者の増加も見込まれるため、さらに多様化した取組が求められます。来訪者にはごみの持ち帰りについて周知啓発していますが、特に、海外からの来訪者の理解と協力を得るための周知やその手法の確立が求められています。

犬や猫などのペットの適正な飼育の周知・啓発を図り、飼育マナーのさらなる向上が求められています。有害外来動物については、生活被害を防除するための捕獲数の増加が見られ、効果的な捕獲方法の研究とその取組を実施しています。

課題

環境汚染防止への対応

ごみの散乱防止対策の推進

海岸の環境保全の推進

路上喫煙及び受動喫煙防止対策の推進

落書き防止対策の推進

公衆トイレの衛生管理

来訪者・外国人へのまち美化活動の周知

動物愛護の推進

有害外来動物防除対策の推進

目標とするまちの姿

快適な生活環境を維持するために、大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害発生を抑制するとともに公衆トイレの衛生管理、ごみの散乱や落書きのないまちの美化活動など、市民・NPO・事業者等、それぞれの自発的な環境汚染防止や海岸の環境保全に向けた活動が進められています。また、動物愛護精神の普及・啓発と有害外来動物の防除に取り組

み、動物や自然環境と人の暮らしが調和したまちとなっています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

環境汚染防止への意識啓発や行動変容を促すことで、快適な生活環境を維持します。ごみの散乱防止や海岸の環境保全を推進し、海洋汚染の防止、生態系の保護とともに気候変動やその影響の軽減に取り組み、動物や自然環境と人の暮らしが調和したまちづくりを進めます。また、路上喫煙防止対策の推進により、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響を軽減します。

主な取組

環境汚染防止への対応

環境調査による大気、水質、騒音等の状況の監視や、法令に基づく事業者等への立入調査を行うとともに、公害発生の未然防止を図るため、事業者等への周知啓発に取り組むことで、環境汚染のない、快適な生活環境を確保します。また、市民一人ひとりが日頃から環境汚染の防止を意識した行動を日常生活や地域活動の中から行えるよう普及啓発を行います。

まち美化活動の推進

市民や NPO 等との協働によるまち美化活動を実施することで、ごみの散乱や落書きのないまちづくりに取り組むとともに、市民のまち美化に対する意識やまち美化活動を発信することで、まち美化活動の担い手の育成をはじめ、来訪者へのごみの持ち帰りなどのマナー向上への取組など、まちの美化に対する意識の向上を図ります。

また、受動喫煙防止の観点から、路上での全面禁煙に向けた取組を進めます。多くの観光客が利用する公衆トイレの清掃と設備の維持管理を行い、だれもが快適に利用できる環境の維持に努めます。

野生鳥獣等への対応

犬猫等のペットの飼育マナーの向上に取り組み、動物愛護精神の普及・啓発を推進します。また、有害外来動物による被害発生を予防するために駆除を実施するとともに、餌付け等の防止の周知啓発を行い、野生鳥獣の保護を推進します。

海浜の保全と活用

ごみの散乱のない良好な海浜を保つため、海岸清掃を継続して実施するとともに、適正な海岸利用を維持する取組の推進や、漂着ごみ・海中ごみ等の回収及び処分等について、県や関係機関と連携して、その対応を図ります。

次代に向けたエネルギー・環境対策の推進

エネルギーの効率的な利用を推進し、再生可能エネルギー等の導入に積極的に取り組みます

施策を取り巻く状況

現状

東日本大震災以降、原子力発電所の稼働停止による化石燃料依存度が高まっていますが、平成 27 年（2015 年）12 月に採択された気候変動への対応に関する国際協定である「パリ協定」の目標を達成するために、温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。

本市では、平成 24 年（2012 年）7 月に「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」を施行し、平成 26 年（2014 年）3 月に「鎌倉市エネルギー基本計画」を、平成 27 年（2015 年）3 月に「鎌倉市エネルギー実施計画」を策定しました。

地域におけるエネルギー政策のあり方や、安定確保に対する市民の関心が高まっており、市民の安心な生活のために、市内事業者や市民、多くの観光客などの様々な主体と連携していく必要があります。スマートエネルギー都市の実現に向け、市内の年間電力消費量の削減、再生可能エネルギーの発電量割合の増加を目標に、公共施設のみならず、住宅・事業所も含めた地域における再生可能エネルギーの創出や有効利用を進める取組が求められています。

家庭におけるエネルギー消費は、生活の利便性・快適性を追求するライフスタイルの変化や世帯数の増加等の社会構造変化の影響を受けて増大しており、家庭部門における省エネルギーの推進は国でも喫緊の課題です。特に家庭部門の二酸化炭素排出量の割合が多い本市では、ライフスタイルを見直すなど家庭における省エネルギーの取組や省エネ行動促進のための環境教育が重要になります。

課題

省エネルギーの推進

家庭におけるライフスタイルの見直し

再生可能エネルギー等の導入推進

効率的なエネルギー利用の促進

低炭素まちづくりの推進

環境教育の推進

環境負荷低減への取組

目標とするまちの姿

エネルギー・環境に関心の高い市民・NPO・事業者との連携により、太陽光や豊かなみどりなどの「資源」を余すことなく活用し、省エネ・創エネ・蓄エネの取組が積極的に進められています。さらにライフスタイルや企業活動の転換とともに、再生可能エネルギー

等の導入や低炭素型の社会への移行が進んでいます。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

再生可能エネルギーを公共施設に積極的に導入するとともに、家庭・事業所での導入が進むよう支援を行い、効率的なエネルギー利用を促進します。また、植木剪定材など地域資源の有効活用により、持続可能なエネルギーの確保に努めます。

ユネスコが提唱する「持続可能な開発のための教育（ESD）」に即し、自ら実践につなげていけるよう、子どもはもとより、すべての世代を対象として、ライフステージに応じた環境教育に取り組みます。

主な取組

効率的なエネルギー利用の促進等

省エネ意識や省エネ設備の普及啓発を図り、市民・事業者・市が主体的にエネルギーマネジメントに取り組みます。

再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進

太陽光などの再生可能エネルギーを家庭・事業所・公共施設が積極的に導入することを促すとともに、化石燃料にできるだけ頼らないライフスタイルや生産活動を営むまちづくりを進めます。

市内で発生した植木剪定材を燃料とした電力を市の施設等に調達するなど、再生可能エネルギーの地産地消を図り、循環型社会の実現を目指します。

環境教育の推進

「持続可能な開発のための教育（ESD）」の視点から環境教育を推進するとともに、データの可視化や行動科学等の理念に基づくアプローチを通じて、現代社会の課題を自らの問題として捉え、市民の低炭素型生活への行動変容を促します。また、市民・事業者・市等が、それぞれの役割に応じて、また、互いに協働しながら、環境保全活動を実践することを目指します。

健やかで心豊かに暮らせるまち

健康福祉

多様性のある福祉サービスの充実

市民の多様性が尊重され、だれもが健康で安心して生活を送ることができるまちづくりを進めます

施策を取り巻く状況

現状

すべての市民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送り、社会参加していけるように、地域の中で生活を支える多様な相談・支援体制の整備と必要なサービスを自らが選択できるような仕組みづくりを進めています。

現行の法体系や制度に基づく福祉サービスは、一定の役割を果たしているものの、複数の制度にまたがる問題、制度の狭間にある問題、「8050問題」をはじめとする社会の変容に応じて表面化してきた問題などがあり、これまでの福祉サービスでは十分に対応できていない面があります。また、現行の福祉サービスの制度や内容が市民に十分に伝わっていないことにより、市民の満足度が必ずしも高いとは言えない状況にあります。

これまで地域福祉活動を先導して担ってきた方の高齢化が進んでいます。地域福祉活動を継続させていくため、新たな担い手となる人材の育成や確保を図り、市民相互の支援体制を充実する必要があります。また、活動拠点となる施設が少ないため、市民の生活課題を相談、解決できる場や、相談支援の仕組みづくりを進める必要があります。

高齢者が安心して暮らせるよう、相談がスムーズに行える顔の見える関係づくりのため、地域包括支援センターや在宅医療介護連携相談センターを中心として、医療と介護の関係機関が連携しています。また、高齢者福祉サービスの向上が課題となっている中、一つの方法として先端技術を用いて解決していく必要もあります。

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行が求められています。そのために、地域における生活の安心感を担保する機能を整備し、障害者等の地域での生活を支援することが必要です。併せて、地域の障害者等の相談支援の中核となる基幹相談支援センターの機能を拡充し、福祉・教育・医療・雇用等の連携をさらに強化し、必要なサービスの提供と地域移行を推進することが必要です。

介護や障害福祉サービスの需要が増加している中、サービス提供事業所の職員確保が困難な状況であり、人材不足が生じています。サービス提供事業所が、安定したサービスを提供できるように、サービス提供事業所の参入促進やサービス提供事業所への支援の拡充が求められています。

高齢者や障害者が生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことができるように、就労や社会参加への支援など、生きがいつくりの機会を増やすことが必要です。特に障害者については、就労相談の実施や市の直接雇用による雇用拡大などの就労支援が必要です。ま

た、多様な就労の場として、福祉と農業、福祉と水産業の連携による新たな雇用の創出、福祉的就労の場の確保や工賃の向上に向けた販路拡大等が必要です。

課題

地域の多様な生活課題の把握と解決に向けた取組を進める仕組みづくり
多様性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けた意識の形成
地域における市民相互の支援体制の整備
インフォーマルサービスが充実した地域づくり
総合的、包括的な相談体制の構築、整備
生活困窮者への支援体制の充実
公的サービスのメニューや社会資源の見える化
高齢者の暮らしを支え合う地域づくり
高齢者が安心できる暮らしを支援するための先端技術の活用
相談の円滑化のための顔の見える関係づくり
障害者が生涯にわたり安心して地域で暮らせる仕組みづくり
障害福祉サービスの安定した提供体制の整備
高齢者及び障害者の生きがいのための支援策の充実
障害者への多様な就労の場の確保

目標とするまちの姿

市民一人ひとりが、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできるまちとなっています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

様々な事情で安定した生活を営むことが困難な世帯・人に対して、最低限度の生活を保障するとともに、就労を含む必要な支援により自立を助け、だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送れるまちを目指します。また、だれもが心身ともに健康で健やかに暮らすことができるよう、一人ひとりの健康づくりの支援や保険・医療・福祉サービスの利便性向上を図るとともに、福祉事業者との連携や地域福祉活動を担う人材育成に取り組みます。

主な取組

共生社会についての意識形成及びその実現に向けた仕組みづくり

共生社会についての市民や市職員に対する意識の形成を通じて、共生社会の実現を目指します。また、市民が、世代や背景を超えて地域でつながり、支え合う中で、「支え手」と「受け手」の立場を固定せず、だれもが役割と生きがいを持てるよう、その実現に向けた仕組みづくりに取り組みます。

福祉相談・支援体制の充実

市民の抱える課題やニーズが多様化、複雑化する中で、市と地域包括支援センター等の関係機関が相互に連携し、様々な生活課題を相談・解決できる場と、包括的かつ総合的に相談・支援を行う仕組みづくりを進めます。

ライフステージに応じた福祉サービスの提供

高齢者や障害者をはじめ、様々な福祉的課題を抱える市民が、ICTなどの先端技術も活用して、ライフステージに応じた福祉サービスを利用できるよう体制の確保を図ります。また、住民同士が支え合える仕組みづくりや、福祉サービスを提供する人材確保への支援、多職種が連携し、それぞれの専門性を発揮した多様な福祉サービスの提供、市民自らが選択できる地域づくりを通じて、地域包括ケアシステムを構築するとともに、まちづくりとしての鎌倉版地域包括ケアシステムへと広げていきます。

市民等の福祉活動への支援

高齢者や障害者等の支援に携わる関係機関や関係団体の活動を支援し、地域で行われる支援活動の充実を図ります。

高齢者・障害者等の社会参加、生きがいの推進

高齢者や障害者等の活動支援や障害者二千人雇用センター及びワークステーションがまくらによる就労支援を進め、自立と社会参加を推進します。

権利擁護施策の充実

成年後見や虐待防止など、高齢者や障害者の人権が尊重され、その権利が擁護される体制の整備や周知・啓発活動の充実を図ります。

生活困窮者支援の充実

生活再建や貧困の連鎖の防止など、長期的な視点で生活困窮者への支援の充実を図ります。

医療・セーフティネットの確保

すべての市民が健康で安心して暮らせるよう、生活保護制度をはじめとするセーフティネットや国民健康保険事業など、社会保障制度の適切かつ安定的な運営を図ります。

健康長寿社会の構築

市民が主体的に健康づくりに取り組めるまちを目指します

施策を取り巻く状況

現状

健康長寿社会の構築のためには、健康寿命と平均寿命の差を縮めることが重要です。

栄養バランスに偏りがある食生活や運動不足等により、糖尿病、心臓病、脳血管疾患等の発症者が増えており、これらの生活習慣病にかかる医療費は、国民健康保険では、全体の約4割を占めています。生活習慣病は、直接的な死亡には至らなくても、長い年月をかけて治療していく必要があります。また、生活習慣病の中には、介護を要する原因となる疾病もあることから、予防を心掛け、早期発見と重症化予防に努めることが大切です。

このため、年代に応じた健康づくり支援として、健康診査等を活用する等、若いうちから、自らの健康に関心を持ち、健康的な生活習慣を身に付け、疾病予防や介護予防に向け主体的に取り組んでいくことが重要になっています。

本市では、自殺によって、年間約30人の方が亡くなっており、40歳から50歳代の男性が多く、次いで60歳以上の男女が多くなっています。「だれも自殺に追い込まれることのない地域の実現」を目指し、こころの健康づくりを含めた総合的な対策が必要です。

災害が発生した際には、多くの市民等が被害を受け、避難所生活を強いられることが想定されます。災害発生時に備え、救護所の運営等の医療救護活動が円滑に行えるよう、災害時医療救護マニュアル等の整備が不可欠となっています。

課題

生活習慣病にかかる医療費の増大への対応

ライフステージに応じた健康づくりの必要性

こころの健康づくりの推進

災害時医療体制の整備

目標とするまちの姿

保健・医療・福祉サービスが充実するとともに、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境が整備され、未病の改善が進み、健康寿命が延伸しています。

SDGsのゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

だれもが心身ともに健康で健やかに暮らすことができるよう、一人ひとりの健康づくりの支援、介護予防の充実、特定健診受診率の向上等に取り組むとともに、保健・医療・福祉サービスの利便性向上を図ります。

また、災害等に備え、災害時要配慮者への支援体制の拡充に取り組みます。

主な取組

健康づくりの推進

すべての市民が、主体的かつ積極的に自らの健康づくりに取り組めるよう、乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた健康づくりを推進するため、関係機関と連携して、パブリックの活用を含めた体系的な取組を進めます。

長寿社会のまちづくり

人生 100 年時代を迎え、就職・結婚・定年といった従来の画一的な人生から、一人ひとりが自ら人生を設計し、いつまでも生き生きと自分らしく生活することができる長寿社会のまちづくりに取り組みます。

データを活用した健康・医療・介護等

健診・医療・介護に関する様々なデータの収集と分析等により、データに基づいた市民の健康づくり・介護予防に取り組みます。

介護予防の充実

健康寿命の延伸に向け、運動機能や口腔機能の低下、低栄養の予防等に高齢者が自主的に取り組めるよう、介護予防の充実を図ります。

特定健診受診率等の向上及び生活習慣病予防の充実

若年期からの意識啓発や特定健診受診率等を向上させる取組を充実させ、生活習慣病の予防に努めます。

自殺対策・こころの健康づくり体制の充実

関係機関等と連携を図り、ゲートキーパーの養成とともに、こころの健康づくりに関する相談やパブリックを活用した情報提供体制の充実を図ります。

災害時の医療救護活動の充実

市民が安心して健康的な生活を送るために、災害が発生した際に備え、適宜、災害時医療救護マニュアル見直しを図るとともに、災害時における救護所の設置など、医療救護活動を迅速かつ的確に行えるよう体制整備を進めます。

子育て

子育て家庭への支援

多様化・複雑化するニーズに対応した子育て支援を推進します

施策を取り巻く状況

現状

少子化や核家族化に伴い、就労、結婚、出産、子育てについての価値観が多様化する中で、出産年齢の上昇や共働き家庭の増加等、子どもと子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。

また、幼児教育を無償化するなど、社会全体で子育て支援の取組が進められています。

本市の子どもの貧困率は、国全体に比べれば低いものの、貧困家庭の約半数がひとり親家庭であり、ひとり親家庭の貧困率が高くなっています。

社会情勢の変化や価値観の多様化等により、子育て支援のニーズは多様化かつ複雑化しており、幼児教育の無償化や保護者の経済的負担軽減策、ひとり親家庭への支援策、発達に特別な支援が必要な子どものライフステージに応じた支援、子育て支援ネットワークとの連携など、様々な子育て支援サービスを行っていますが、子育て支援施策のさらなる充実が求められています。

核家族化や地域社会の希薄化などを起因とした育児不安・育児負担の高まりなどから、虐待相談件数が増加傾向にあり、保護者に対する各種相談や児童虐待未然防止等の取組の拡充を図っています。児童虐待の未然防止・早期発見に向け、関係機関との連携強化や取組の充実が必要です。

課題

多様化する子育てニーズへの支援の充実

妊産婦を取り巻く環境の変化への対応

子育てに必要な情報の提供

ひとり親家庭に対する支援及び情報提供

特別な支援を必要とする子どもへのライフステージに応じた地域生活・支援体制の整備

児童虐待予防、早期発見に向けた取組

地域全体としての子育て支援体制の確立

目標とするまちの姿

地域と関係団体等との連携が進み、多様化・複雑化する子育てニーズへの対策が充実し、子育ての不安や悩みを解消するための環境が整備され、地域全体で子育て家庭への支援が行なわれています。

鎌倉版ネウボラにより、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が充実しています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を充実するとともに、多様な子育てニーズやライフステージに合わせた支援を通じ、すべての子育て家庭が安全で安心して子育てできる環境の整備を進めます。

関係機関との連携体制の構築や支援施策を充実し、児童虐待を未然に防止します。

主な取組

子育て支援サービスの充実

多様化・複雑化する子育てニーズに対応するため、各種相談や家庭訪問、保護者の経済的負担軽減策、発達に特別な支援が必要な子どものライフステージに応じた支援などを実施し、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

核家族化・地域社会の希薄化への対応

現在子育てを行っている家庭や、これから子育てを始める人たちに必要とされる情報の把握、子育て支援情報の積極的な提供を行います。

協働による子育て支援ネットワークの構築と支援

市民や NPO との協働による子育て支援ネットワークづくりを進めるとともに、活動への支援を行います。

児童虐待防止対策の推進

子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもと家庭全般に対する支援を充実させるとともに、関係機関と連携体制を構築し、児童虐待防止対策を推進します。

子どもの貧困対策

ひとり親家庭が必要とする支援を受けることができるよう、各種支援制度の積極的な周知、支援制度の充実に努めます。

幼児教育の無償化

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から幼児教育を無償化します。

鎌倉版ネウボラによる支援

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うことで、出生率の向上や子育てに対する不安の解消を図り、安心して出産・子育てができる環境づくりを進めます。

子育て環境の整備

すべての子どもたちが健やかに成長できる子育て環境を整備します

施策を取り巻く状況

現状

昨今の経済情勢や女性の社会的進出、共働き世帯の増加等により就労家庭が増え、就労する母親の割合が増加しています。保育ニーズが年々増加してきていることから、保育施設の整備による入所児童数の増加を図るとともに、幼稚園預かり保育の運営への補助を行うなど、待機児童対策が進められています。

児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごすとともに、青少年が自立に向けて多様な体験や経験、社会参画の機会を得ることができる居場所の確保が求められています。

乳幼児と保護者が自由にくつろぐことができ、子育ての悩み相談や子育て関連情報の提供等を行う子育て支援センターを市内に4施設整備しています。子育て支援センターが設置されていない地域では代替の事業として、つどいの広場事業が行われています。

保育環境の整備にあたっては、補助金等の経費負担が増大しています。

課題

待機児童の解消

安全・安心な放課後の居場所づくり

子育て支援センター未整備地域の解消

目標とするまちの姿

子育て関連等施設の充実により、すべての子どもたちが健やかに成長できる環境が整っています。

また、地域の方々との連携により、子どもたちが鎌倉ならではの多様な体験・活動を行える環境が整っています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育の機会の確保や、保育施設、親子の居場所、児童の放課後等の居場所など、子育て関連等施設の充実に取り組みます。

主な取組

保育環境の充実

認可保育所や認定こども園等の環境を整備するとともに、幼稚園預かり保育の充実など、待機児童対策を推進します。

放課後環境の整備

児童の安全・安心な放課後等の居場所を確保するため、すべての小学校区で放課後かまくらっ子が実施できる環境を整備します。

親子の居場所の充実

親子で気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中でくつろぐことができ、子育ての悩み相談もできる環境を整備します。

学校教育

教育内容・環境の充実

すべての児童生徒に質の高い教育を提供し、持続可能な社会の担い手として生きる力を育みます

施策を取り巻く状況

現状

グローバル化や情報化社会等により社会状況がめまぐるしく変化する予測が困難な時代を迎え、学校教育においては、国際理解教育やＩＣＴ教育の充実等、子どもたち一人ひとりが持続可能な社会の担い手として、どのような状況であっても対応できるよう、生きる力を身につけていく必要があります。また、学校を取り巻く社会環境も著しく変化していることから、これらに対応した学校運営が求められます。

知・徳・体にわたる生きる力を身につけさせる質の高い教育は、社会に開かれた教育課程によって、学校・家庭・地域が協働して取り組む必要があります。

子どもたちが抱える課題が、複雑化・多様化・低年齢化してきており、教職員は、幅広い知識や技術を身につけるとともに、心理職・福祉職だけでなく、他機関との連携を今まで以上に密にする必要があります。

これからの共生社会においては、多様な子どもたちが一緒に学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築にも取り組む必要があります。

課題

ＩＣＴ環境の充実

生きる力を身につける質の高い教育の推進

児童生徒へのきめ細やかな指導

個に応じた教育内容・指導・支援体制の充実

子どもたちに確かな学力を育成するための授業改善

いじめ問題の未然防止や早期対応、不登校に対する支援体制の充実

地域との連携による安全教育、防犯・防災体制の充実

児童生徒の問題行動に係る背景の複雑化・多様化への対応

教職員の指導力向上のための研修等の充実

インクルーシブ教育システムの構築

就学援助の内容の充実及び的確な支援対象者の見極め

目標とするまちの姿

学校・家庭・地域の連携により、安全で安心な学校づくりが進められ、小・中学校に通う児童・生徒のだれもが、健やかで楽しく、充実した学校生活を過ごしています。学校では、子どもたちの学ぶ意欲を高めながら、子どもたちへのきめ細かい指導により、生きる

力を育んでいます。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

学校・教育委員会・家庭・地域・市の連携体制により、安全教育の実施と安心・安全な環境づくりを推進します。また、いじめ問題への未然防止・早期対応等、きめ細かな児童・生徒指導を進めます。

子どもたちの学ぶ意欲を高め、確かな学力を身につけ、将来に夢や希望が持てる豊かな学びを推進します。

また、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個に応じた教育や特別支援教育を推進し、すべての子どもたちが多様性を認め合い、地域で共に学ぶことのできる環境づくりを進めていきます。

主な取組

社会に開かれた教育課程の実現

児童生徒が、健やかで楽しく、充実した学校生活を送るため、学校・家庭・地域がさらなる連携を図り、児童生徒への安全教育の実施と安心・安全な環境づくりを推進します。

豊かな学びの推進

子どもたちの学ぶ意欲を高め、確かな学力を身につけるため、学習環境の充実やICT教育、地域教材を生かした郷土学習、さらに国際理解教育や創造的思考力の育成を積極的に行うことにより、将来に夢や希望が持てる豊かな学びを推進します。

児童・生徒指導の充実

学校・教育委員会・家庭・地域・市の連携体制を築くことにより、きめ細かな児童・生徒指導を進め、いじめ問題への未然防止・早期対応、不登校児童生徒への教育的支援に努めます。

インクルーシブ教育の充実

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個に応じた教育や特別支援教育を推進します。また、すべての子どもたちが多様性を認め合い、地域で共に学ぶことのできる環境づくりを進めていきます。

学校施設の管理・整備

すべての児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができる良好な教育環境づくりに向けて、学校施設の適切な管理及び整備を進めます

施策を取り巻く状況

現状

学校施設は昭和 40～50 年代に建築した建物が多く、老朽化が進んでおり、一斉に更新時期を迎えます。

日々の修繕等により、適切な教育環境の維持に努めていますが、学校施設の老朽化対策や長寿命化を図るため、計画的な改修や建替えが必要となっています。

図書室や理科室などの特別教室へのエアコン設置、並びに、いじめなどに関して個別面談ができる相談室、LGBTにも配慮した更衣室・休憩室の設置など、多様な教育環境的ニーズに応じるとともに、バリアフリー法等関係法令に基づく対応や、地域住民の理解と協力を得て行う地域とともにある学校づくりが必要となっています。

学校間の児童生徒数、学級数等のアンバランスや今後の人口減少を見据え、学校規模の適正化を図るための統廃合・学区再編等が必要となっています。

課題

学校施設及び各種設備の老朽化対策

多様な教育環境的ニーズや関係法令等に基づく対応

アンバランスな学校規模（児童生徒数及び学級数）の適正化

目標とするまちの姿

学校規模の適正化とともに、学校が地域コミュニティや地域防災の核であることに配慮した、学校施設の計画的な再編や児童生徒の教育環境が良好に整備されています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

児童生徒が学ぶ意欲を高め、確かな学力を身につけることができ、障害・ジェンダーに配慮し、さらに個に応じた教育を推進する環境整備を行うことにより、すべての児童生徒が分け隔てなく、だれもが教育を受け、健やかに充実した学校生活を送ることができる環境を目指します。

主な取組

学校施設の計画的な整備

すべての児童生徒の良好な教育環境づくりのため、学校施設の老朽化対策や各種設備の更新、学習・生活環境の改善に資する整備を計画的に進めます。また、学校規模の適正化とともに、地域防災等の必要な機能を合わせ持った施設整備を進めていきます。

学校施設の適正な管理

児童生徒の安全で安心な教育環境を維持するため、必要な点検・修繕等を適正に実施します。

青少年育成

青少年の育成・支援

次世代を担う青少年一人ひとりの自立に向けた環境づくりを推進します

施策を取り巻く状況

現状

現代において、ひきこもり等の問題は、若者世代の課題にとどまらず、40代以降の中高年世代を当事者とする「8050問題」が社会的な課題となっています。

その中で、人とつながれず居場所がないと感じ、孤立感や孤独感を抱え、自己肯定感の低下から、失敗を恐れ、社会に参加し、自立に向けて進むことに難しさを感じている青少年も少なくありません。

地域の中での人間関係が希薄となり、地域社会への参加や、家族以外の様々な人たちと関わる機会が少なくなっています。

青少年が自立・参画・共生していく基礎を育むことができる環境づくりや支援、地域の中で発達段階に応じたキャリア教育等の機会を充実していく必要があります。

課題

青少年の自立に向けた居場所づくりの充実

発達段階に応じたキャリア教育の推進

地域づくりに参画することができる機会や仕組みの提供

目標とするまちの姿

青少年一人ひとりが多様な体験や活動を通じて、夢や希望を持って様々なことに挑戦し、多くの人々との関わりの中で地域を支えられるような大人に成長しています。

地域に青少年が集うことのできる居場所や社会参画の機会・仕組みが整っています。

SDGsのゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

青少年が自立・参画・共生していく基礎を育み、青少年が心身ともに健やかに成長し社会参画ができるよう、居場所づくりやキャリア教育の充実を図ります。

また、地域が青少年を育て、成長した青少年が次代の地域づくりを担える風土を醸成していきます。

主な取組

青少年の居場所づくり

多様な体験・活動や多くの人々との関わりを通じて、青少年が自立・参画・共生していく基礎を育むことができる居場所づくりを支援します。

地域の担い手となる青少年の育成

地域で青少年を育成する風土を醸成するとともに、将来の地域づくりの担い手となる青少年の育成を目指し、発達段階に応じた社会参画の機会を創出します。

生涯学習

生涯学習環境の整備・充実

市民が主体的に学び合う環境を整えるとともに、地域のつながりを創出します

施策を取り巻く状況

現状

市民一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会・場所において学習することができ、その成果を適切に生かせる生涯学習社会の実現を図ることが求められています。

自由時間の増大や生活・教育水準の向上、超高齢社会の進行、社会環境の変化に伴い、市民の学習ニーズは今後もますます多様化・高度化し、増加することが想定されます。

地域には、生涯学習を支える人材と資料等が豊富にあります。学習資源として十分に利活用できる環境は整備されていません。

また、施設や設備の老朽化により利用環境が悪化しており、生涯学習施設が学習資源として十分に活用できる状態とはいえません。

情報技術の進展や社会的課題の変容に伴い、生涯学習施設に求められる役割も変化してきています。

課題

生涯学習施設の老朽化に伴う管理・運営方法の見直し

生涯学習の主たる事業が貸館になっている施設の改善

豊富な人材や歴史・資料等の学習資源の利活用するための環境整備

生涯学習プログラムの定型化

生涯学習を支える人材・担い手の高齢化に伴う跡継ぎの育成

多様化・高度化し増加する市民の生涯学習ニーズへの対応

目標とするまちの姿

だれもが手軽に地域の学習資料を利用できる環境が整備されています。教育機関・企業などとの連携により、多様な学習プログラムが提供され、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、世代を超えて市民同士がふれあうことができる生涯学習が推進されています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

だれもが生涯にわたり、あらゆる機会、場所において、学習することのできる生涯学習社会の実現が求められています。市民が主体的に学びあう環境を整え、充実することで、質の高い生涯学習が推進されるまちを実現します。

主な取組

豊かな資源を生かした生涯学習の推進

市民のだれもが、いつでも手軽に学習できる環境を整えるため、生涯学習施設の管理・運営を充実させます。また、教育機関等・企業との連携により資料の収集及び保存方法を充実させ、市民の学習資料として提供することにより、質の高い生涯学習を推進していきます。

多様な生涯学習機会の提供と周知

人生 100 年時代を迎える中で、多世代の多様な生涯学習のニーズに対応するため、市が主催する学習講座に加え、教育機関・企業や市民団体・地域団体における講座・イベント等を幅広く紹介し、市民の生涯学習参加の機会の充実を図るとともに、世代を超えて市民同士がふれあい、交流できる学習交流の機会を提供します。

スポーツ・レクリエーション

スポーツ・レクリエーションの推進

市民がスポーツに親しみ、楽しみながら、健康的な生活を営めるまちを目指します

施策を取り巻く状況

現状

スポーツは、学校体育、競技スポーツだけでなく、健康・体力づくり、レクリエーション、自然とのふれあい、市民間の交流など多様化しています。市民が生涯にわたって健康的な生活を営む上で、スポーツに親しめるようにすることは重要な要素となっています。

市民のスポーツ実施率（1回30分以上の運動を週1日以上実施している人の割合）は、目標値60%に対して、46.4%に留まっている状況です。

スポーツをする習慣のない市民や、スポーツ実施率の低い子育て世代やフルタイムで働く年齢の市民等が、もっとスポーツに親しめるようにすることが必要です。さらにスポーツ活動団体への援助・支援や関係団体との連携強化が求められています。

障害者スポーツの推進のためには、障害者スポーツを広く紹介するとともに、支援者や指導者を確保すること、また、スポーツ施設のバリアフリー化が必要です。

競技スポーツの活性化のためには、アスリートを育成する練習場所の確保が必要です。しかし、現状はそのような施設の数に限られているため、このような環境の下で効果的な練習を指導できる指導者の育成が必要となっています。

競技スポーツが行えるような規模の大きな施設が不足しており、大会の開催・運営などに苦慮しています。また、スポーツ施設の老朽化も進むなど対策が必要となっており、スポーツ施設の整備が求められています。

課題

ライフステージに応じたスポーツ環境の整備

豊かな自然（海・森林など）と歴史を活用したスポーツの啓発

スポーツ実施率の向上

障害者スポーツ体験会等の実施を通じた普及啓発

関係団体への指導・支援の充実や団体との連携強化

競技力向上に対する支援策の拡充

スポーツ施設のバリアフリー化

スポーツ施設の整備

目標とするまちの姿

総合体育館やスポーツ広場の整備が進み、競技スポーツが活性化することで、市民のスポーツへの関心が高まっています。また、身近な場所で気軽にスポーツ・レクリエーションに取り組める場が整備され、市民の運動習慣が向上し、健康寿命が高まっています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

スポーツをする習慣のない市民や、スポーツ実施率の低い市民等が、身近な場所で気軽にスポーツイベントに参加することができるよう、きっかけづくりの提供や情報提供などを行うとともに、身近な場所で気軽にスポーツ・レクリエーションに取り組める場を整備することで、市民のスポーツへの関心を高め、市民の運動習慣の向上と健康寿命の延伸を目指します。

主な取組

市民スポーツ・レクリエーションの推進

市民が身近な場所で気軽にスポーツイベントに参加することで、スポーツを習慣化するためのきっかけづくりの提供や情報提供などを行います。また、障害者スポーツの推進を図るとともに、自然とふれあいながら行うウォーキングやマリンスポーツなどの野外活動の普及・奨励に努めます。

スポーツ環境の整備

すべての市民が自ら生涯スポーツを継続できるよう、体力・健康づくり教室や運動・体力相談事業などのイベントや教室を開催し、気軽に楽しめる環境の整備を行います。

また、アマチュアスポーツや生涯スポーツの振興を支える団体を支援、育成するとともに、スポーツ活動を支援・指導する担い手を育成します。

競技スポーツの推進

市民が競技を行う上で目標となる市民大会等を開催する他、競技者の裾野を拡げるための教室を実施します。

また、ジュニア世代を対象にトップアスリートやその指導者から指導を受ける機会を提供することで、幼少期から競技スポーツへのきっかけづくりを支援します。

スポーツ施設の管理・整備

既存のスポーツ施設のバリアフリー化を行うとともに、市立小中学校の体育館・プールの開放など、市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめる環境を整備します。

また、市民大会を円滑に開催することが可能な施設の整備を目指します。

安全で快適な生活が送れるまち

防災・安全

防災・減災対策の充実

総合的な自然災害対策を実施し、強靱（レジリエンス）なまちを目指します

施策を取り巻く状況

現状

開発等による中高層建築物の増加など、都市形態の変容に伴い災害も複雑多様化しています。一方、歴史的遺産をもつ古都として、また、風光明媚な海岸線等を有する観光地として、年間を通じて外国人を含む多くの観光客が訪れ、これら観光客や文化財を災害から守る取組も進めています。

大規模地震の発生が懸念されており、とりわけ都心南部直下地震については、都市機能が麻痺するなど甚大な被害に発展することが予想されており、災害に対する備えを充実させる必要が生じています。

地震・津波や台風などの自然災害をはじめ、国内外を問わず発生する社会的災害への対策も講じています。

災害に強いまちづくりに向け、新耐震基準（昭和 56 年）以前に建築された戸建住宅等やブロック塀等の安全性の確認が求められ、耐震性能の確保に努めています。

東日本大震災をきっかけに、津波対策、情報伝達体制の充実、観光客等の帰宅困難者対策、災害時要支援者対策など様々な課題が明らかになっています。また、避難所に求められるニーズや社会的需要に応じ、避難所や備蓄品等の準備をさらに進める必要があり、スピード感を持った対応が求められています。

近年、各地で集中豪雨が多発しており、洪水ハザードマップで予測されている浸水地域を中心に、雨水貯留施設の整備など浸水対策を進めています。

本市はその地形的特色から、建物の背後のがけや急傾斜地等、住民の日常生活を脅かす恐れのある危険な箇所が数多くあります。また、局地的豪雨が多発している一方で、緑地の管理が十分ではなく、住宅地の近くまで樹木が成長しているケースがあり、土砂災害は増加しやすい傾向にあります。

課題

地震・津波の避難対策

周知方法の工夫など情報伝達体制の充実と帰宅困難者・災害時要支援者対策

戸建住宅等の耐震化並びに危険ブロック塀等の除却の推進

緊急輸送道路沿道及び不特定多数の利用に供される特定建築物やマンション等の耐震化の推進

がけや急傾斜地の崩壊防止工事及び防災工事の推進

浸水対策の推進

自助・共助・公助のバランスと多様化するニーズを踏まえた避難所・備蓄品の確保

目標とするまちの姿

災害時の市民の生命や財産を守るため、自助・共助・公助の視点で、ハード・ソフトの両面から総合的な自然災害対策が講じられています。また、各種訓練等の実施により市民の防災意識とともに防災力が向上し安全・安心なまちが実現しています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

災害に強い公共施設・インフラや情報環境の整備、危険ブロック塀の除却、避難所体制の充実をはじめ、市内の住宅の耐震化など、災害時の市民の生命や財産が守られるまちの実現を目指します。また、さらに、ジェンダー平等など多様な市民の状況に即したきめ細かな防災・減災対策の充実を目指します。

主な取組

総合的な防災体制の強化

市民はもとより帰宅困難者も視野に入れ、自助・共助・公助の役割分担と連携を踏まえた、強靱化（レジリエンス）の視点に立った総合的な自然災害対策を講じます。

建築物等の耐震化の推進

市民等が実施する建築物の耐震化に対する支援を行うとともに、道路に面する危険ブロック塀等の除却を支援します。

地域防災力の強化

市民に対する防災知識の普及啓発を図り、「自分たちの地域は、自分たちで守る。皆のまちは、皆で守る。」という基本理念に沿って自主防災組織の育成強化を図ります。また、平常時から地域における相互支援の体制を整備します。

避難対策の推進

地震や津波発生時の避難路を整備するとともに、避難経路や避難方法について、防災講話や避難訓練を通じて市民に周知し、避難体制を整備するとともに、年齢、性別、障害等の有無、国籍などの多様なニーズに配慮した避難所体制の整備を進めます。また、ICT などの新たなテクノロジーを活用し、適確に情報収集・情報発信ができる環境を整えます。

がけ・急傾斜地対策の推進

がけ崩れ及び土砂の流出等による災害の予防対策として、急傾斜地崩壊危険区域等での防災工事を促進します。

浸水対策の推進

市内の浸水箇所の解消を図るため、浸水対策を進めます。

危機管理対策

あらゆる危機事象に備えた体制が整備され、安心して暮らせるまちを目指します

施策を取り巻く状況

現状

近年、国内外で地震や風水害などの自然災害に加えて、市民の安全安心を脅かす様々な事態が発生しています。

「鎌倉市危機管理対処方針」では、武力攻撃事態等や事件等の緊急事態への対応についての基本方針を定めています。

「鎌倉市国民保護計画」では、武力攻撃事態やテロなどの発生時における対応を定めています。

緊急事態発生時の情報は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により、市民等へ伝達される体制がとられています。

新たな感染症や環境汚染などの緊急事態の発生が懸念されています。

課題

災害が発生した場合における業務継続の視点からの取組

武力攻撃事態やテロの発生時における市民等への的確な情報提供と避難誘導

国際情勢の変化に伴う、武力攻撃事態やテロなどの発生を想定した対策

新たな感染症や環境汚染などの緊急事態への備え

目標とするまちの姿

武力攻撃事態やテロなどあらゆる危機事象を想定した体制や、制度が国・県・関係機関等との連携により整備され、市民の生命・財産が安心して守られる状態になっています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

地震や風水害などの自然災害、新たな感染症や環境汚染、武力攻撃事態やテロ行為などのあらゆる危機事象を想定した体制、制度を国、県、関係機関等との連携により整備することにより、市民の生命・財産が安心して守られることを目指します。

主な取組

業務継続計画（BCP）運用体制の整備

災害等が発生した際に、非常時優先業務を滞りなく遂行するため、人員体制、庁舎・通信設備、情報システム、備蓄等に関して事前の準備を整えます。

危機管理体制の整備

市民や観光客の生命、身体及び財産の安全を確保するため、国、県、近隣自治体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機管理に係る対策を推進するとともに、執行体制の整備と必要な資機材等の確保を図ります。

職員・市民の危機意識の醸成

危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための研修等を行い、職員及び市民の危機意識を醸成します。

消防機能の整備・充実

消防・救急・救助体制を充実し、市民が安全で安心して暮らせるまちを目指します

施策を取り巻く状況

現状

様々な気候変動による自然災害や大規模災害時において活動拠点である消防庁舎は老朽化が進んでいるため、大規模な修繕・改築あるいは移転が必要となっています。さらに高機能消防指令センターについても安定した稼働が求められます。

近年は救急需要が増加傾向である一方、搬送された患者の中には軽症者も多く、そのため重症患者への対応が遅れ、救える命が救えなくなる可能性があります。また、高齢化の進むなか、火災による逃げ遅れから高齢者を守るため住宅防火対策の推進や障害者施設への防火対策として、立入検査を実施しています。

自助・共助・公助の体制強化に向け消防団との合同訓練、自主防災組織の防火・防災訓練の支援など、さらなる連携が必要となっています。

このように様々な消防への求めや状況に対して組織が一体となり災害による被害の軽減を図るため、災害対応訓練・研修の充実や救急・救助体制の強化、さらに市民の防火・防災意識の向上に努めています。

課題

災害時の活動拠点となる消防施設の整備充実

高機能消防指令センターの安定稼働及び情報通信機能の高度化の推進

救急車の適正利用の啓発

住宅防火対策の推進及び防火意識の高揚

自力避難が困難な高齢者、障害者施設への継続した立入検査や防火対策の向上

応急手当の普及啓発や市内AED設置場所の情報提供、使用方法周知による救命率向上

継続的に実践的な訓練を実施することによる災害活動の充実

地元企業・消防団や自主防災組織と連携した防災体制の充実

目標とするまちの姿

災害時の活動拠点である消防施設は整備が図られ、緊急時でも安定した情報通信が可能となっています。

消防・救急・救助体制の確立とともに、市民の防火・防災意識も高まり、高齢者・障害者施設の防火・防災対策が進んでいます。自主防災組織による災害時の避難誘導や消防団との連携による防災体制が確立されています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

消防・救急・救助体制を充実・強化するとともに、市民の火災予防や応急手当などへの意識が高まることで、市民の暮らしを守る体制の整備を目指します。

主な取組

消防施設の整備・管理

災害時の活動拠点となる消防庁舎・消防団器具置場、高機能消防指令センターなどの消防施設や各設備の整備・管理を進めるとともに、職員の養成を行います。

また、消防庁舎の移転の検討を進め、様々な災害に強い消防の組織・機能の総合的な整備を図ります。

消防・救急・救助体制の強化

複雑、多様化する火災・救急及び救助活動に対応するため、職員の知識と技術の向上を図ります。増加傾向にある救急需要に対しては、救急車の適正利用の理解を促進するとともに、救命率向上のため、市内AED設置場所の情報提供や応急手当の普及啓発活動を積極的に進めます。また、実戦的な訓練を継続し災害活動の充実に努めます。

火災予防対策の推進

火災による死傷者数及び被害の減少を図るため、一般住宅への住宅用火災警報器の普及啓発を推進し、住宅防火対策を進めるとともに、高齢者福祉施設などの災害弱者が利用している事業所への立入検査を強化します。

様々な組織との連携

大規模災害時における防災体制の充実のため、地元企業、消防団、自主防災組織などの組織との連携・強化に努め、災害に強いまちづくりを目指します。

地域防犯力の充実・強化

犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちを目指します

施策を取り巻く状況

現状

近年の都市化や社会環境の変化等から、地域防犯力の中心的役割を果たしている自主防犯活動団体の構成員の固定化及び高齢化が進んでいます。

市内の刑法犯認知件数は、平成 15 年度（2003 年度）をピークに減少を続けていますが、平成 30 年度（2018 年度）における人口 1,000 人あたりの刑法犯認知件数は約 4.7 件であり、県内 19 市中 8 番目に少ないものの、増加傾向にあります。特に社会的弱者等を狙った振込め詐欺被害の増加傾向は著しく、今後も防犯への取組を強化する必要があります。

課題

市民一人ひとりの防犯意識の高揚

地域コミュニティの活性化、地域防犯力の向上

防犯に適したまちづくりの推進

自主防犯活動の体制整備

目標とするまちの姿

市民の防犯意識は高く、積極的な地域防犯が図られています。地域防犯力の向上により、刑法犯認知件数は、継続して減少傾向を保っています。

また、犯罪が発生しにくい環境整備が進み、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、だれもが安全で安心して暮らすことができるまちづくりが進んでいます。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

警察や地域の自主防災活動団体等の関係機関と連携し、犯罪抑止に向けた取組を推進するとともに、市民の防犯意識を高める啓発や支援を行うことにより、地域全体で見守る体制を強め、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

主な取組

地域防犯力の向上

一人ひとりが防犯に対する意識を持つよう、防犯啓発に努めます。子どもの安全確保のため、地域全体で見守るなどの活動を推進します。地域における様々な取組に、より積極的なアプローチを行い、その支援に努めるほか、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の多様な媒体を活用した犯罪発生状況や防犯対策等に関する情報提供に努めます。

防犯に適したまちづくりの推進

犯罪のない環境づくりを目指し、防犯の観点から、公共施設の管理や住環境づくりに努めるほか、自治・町内会等が行っている防犯灯の維持管理等への支援を継続します。また、社会情勢の変化や環境に配慮し、電力消費の少ない省電力型防犯灯への転換を促進します。

自主防犯活動の体制整備

市民、市、警察及び関係機関等が連携し、協力しながら、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

市街地整備

市街地整備の推進

まちづくりを計画的に進め、生活しやすく、活力がある市街地を形成します

施策を取り巻く状況

現状

社会環境の変化により、特に住宅系用地における空き家の増加や、工業系土地における土地利用転換が進み、産業活力の低下など、都市機能に変化が見られます。また、人口増加による市街地の拡大、モータリゼーションによる移動を前提に整備された市街地は、少子高齢化に伴う人口構成の変化により、地域活力の低下やコミュニティが希薄になる傾向が見られます。

東日本大震災、近年の異常気象により多発するゲリラ豪雨などの自然災害により、都市空間の脆弱性への対応が求められています。

まちづくりを取り巻く環境が変化しており、地域ごとの個性を生かした鎌倉らしいまちづくりが求められています。

まちの魅力や住環境等を維持するため、まちづくり条例等の運用や、景観地区、高度地区の他、地区計画などの地域レベルのまちづくりに取り組み、適正な土地利用の誘導を図っています。

全国的に人口減少が進み、都市の機能や活力、さらには魅力の低下が懸念されるなか、鎌倉駅周辺、大船駅周辺、深沢地域の三つの拠点がそれぞれの特性を生かした役割を果たすとともに、互いに影響しあうことで市域全体の魅力に磨きをかけることが必要です。

加えて、鎌倉地域は、道路・歩行者空間などのインフラの脆弱性の克服、大船駅周辺においては、隣接する横浜市の再開発事業に対応したまちづくりが求められています。

一方、新しい拠点の創造を目指す深沢地域整備事業においては、ＪＲ東日本の新駅を含めた藤沢市村岡地区との一体整備により、地域の利便性の向上を図るとともに、テクノロジーの進化や社会ニーズに対応した未来志向のまちづくりを進め、鎌倉駅周辺拠点、大船駅周辺拠点との連動により、市域全体のポテンシャルを向上させることが求められています。

課題

社会環境の変化、地域ニーズに対応したまちづくりの推進

災害に強い安全・安心な強靱(レジリエンス)なまちづくり

適正な土地利用のための誘導

急激なテクノロジーの進化に対応した未来志向のまちづくりの推進

民間活力の導入など、官民産学の連携によるまちづくりの推進

目標とするまちの姿

社会環境の変化や地域ニーズに対応したまちづくりを推進していくとともに、災害に強い安全・安心で強靱（レジリエンス）なまちづくりに取り組みます。また、深沢地域のまちづくりを牽引力とした未来志向のまちづくりを進めることにより、市域全体の魅力を高めるまちづくりを行います。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

都市計画の提案制度などの積極的な活用や市民の自主的なまちづくり活動への支援により、市民が直接参加し、主役となるまちづくりを目指します。

また、近年の自然災害への備えを強化し、災害に強い安全・安心で強靱（レジリエンス）なまちづくりを推進します。

さらに、環境に配慮した最先端モビリティ、スマートエネルギーなど最新テクノロジーを活用することにより、未来志向のまちづくりを行います。

主な取組

社会環境の変化や地域ニーズに対応したまちづくりの推進

市民が自ら行動し、主役となるまちづくりを推進するため、都市計画の提案制度などの積極的な活用や、自主的なまちづくり活動への支援により、市民等との協働による地域の個性や特色を生かした魅力あるまちづくりを進めます。

効果的に都市計画制度を活用するとともに、まちづくり関連条例の体系的な見直しを検討します。

災害に強いまちづくりの推進

近年多発する様々な自然災害への備えを強化するとともに、都市機能などの適正な立地と諸機能の連携により、災害発生後の復旧・復興力を備えた災害に強いまちづくりを推進します。

スマートでコンパクトな未来志向のまちづくりの推進

先人から引き継いだ鎌倉のまち並みや歴史、文化を大切にしながら、深沢地域を戦略フィールドとし、AIやIoT、環境に配慮した最先端モビリティ、スマートエネルギーなど、日常生活に寄り添う最新テクノロジーを活用することにより、市域全体の魅力やポテンシャルを高めるまちづくりを行います。

総合交通

交通環境の整備

だれもが安全で快適に移動できる「人に優しいまち」を目指します

施策を取り巻く状況

現状

本市は、貴重な歴史的遺産が数多く残る国内有数の歴史都市であるがゆえに、歴史的遺産・自然的環境の保全と道路整備（ハード施策）の両立が難しいことから、鎌倉地域の交通環境の改善を目的に、交通需要マネジメント施策であるパーク＆ライド、鎌倉フリー環境手形等を実施しています。しかし、休日には依然として慢性的な交通渋滞が発生しており、緊急車両の遅れ、路線バスの定時性の低下、幹線道路の混雑により生活道路が抜け道となり、市民の安全性や快適な生活が損なわれているなど、市民生活に大きく支障をきたしています。

本市での交通事故の発生件数は年々減少傾向にある一方で、高齢化の進行に伴い、交通事故による死傷者数全体に占める高齢者の割合が高くなっています。また、近年、全国的に高齢者が運転する自動車事故による重大な事故も発生しています。

近年、健康志向や環境への負荷が少ないことなどから、自転車の利用者が増えていますが、一方で、自転車利用者の交通ルール・マナーの違反が社会問題となっています。

有料及び無料駐輪場（民間含む）が、市内のＪＲ各駅周辺、湘南モノレール沿線や江ノ電沿線に整備され、一部の地域では放置状況の改善がみられるものの、引き続き自転車等の放置防止対策の実施が求められています。

オムニバスタウン計画によりバス路線が整備され、鎌倉駅や大船駅を中心に住宅地を結ぶなど、交通不便地域の解消が図られていますが、依然としてミニバスも走行できない地域があり、その対策が求められています。また、バス路線が整備された地域であっても高齢化の進行により、バス停までの移動が課題となっています。

課題

- 交通環境の改善と歩行者を優先した交通体系の確立
- 高齢者を中心とした交通事故防止対策の推進
- 自転車利用者の交通ルール・マナーアップ教育の充実
- 放置自転車対策の推進
- 交通不便地域の解消

目標とするまちの姿

交通安全意識の普及徹底を図るとともに、交通需要マネジメント施策が進み、交通環境の改善が図られています。特に新たな交通（移動）システムや手段が有効に機能し、鎌倉らしい交通環境整備が進んでいます。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

啓発活動等により、交通安全意識を醸成し、交通事故の発生抑制を目指します。また、自動車利用の抑制や公共交通機関の整備を行い、歩行者を優先したまちを目指すとともに、交通不便地域の解消に努め、高齢者、障害者、子どもなど交通弱者に配慮した交通環境の改善を図ります。

主な取組

交通需要マネジメント施策の推進

(仮称) 鎌倉ロードプライシングや新たな交通（移動システム）の導入を目指すなど、自動車利用を抑制する等の交通需要マネジメント施策を推進し、交通環境の改善を目指します。また、長期的な交通体系について検討するとともに、自動運転や MaaS など、次世代型のモビリティを見据え、高齢者、障害者、子どもなど交通弱者に配慮し、すべての人にとって快適な移動環境の創造を目指します。

歩行者を優先した交通体系の確立

生活道路への通過車両進入を抑え、安全で快適な市民生活を確保するため、地域住民、関係機関と協働し、歩行者を優先した交通体系を目指します。

また、駐輪対策を進め、歩行者が安心して歩ける空間を確保します。

交通安全意識の醸成

交通事故防止運動や自転車教室等を実施し、交通安全意識を醸成し、交通事故件数の減少を目指します。

道路整備

道路・橋りょうの整備・維持管理

安全・快適な道路・橋りょうの維持管理に努めます

施策を取り巻く状況

現状

市内の道路は、幅員が狭く、慢性的に交通渋滞が発生していることに加え、歩道の整備が十分に進んでいないため歩行者等の安全性が確保されていない状況です。また、鎌倉を訪れる多くの観光客に対する歩行空間の整備もできていません。

また、これらの道路の多くは舗装整備後、相当年数が経過していることから、経年劣化等の影響で舗装面にひび割れが発生するとともに、ガス・水道等の敷設に伴う復旧による舗装との打ち継ぎにより凹凸が発生しています。

一方、橋りょうやトンネルといった道路施設についても、整備後相当年数を経過していることから、計画的な修繕等が必要となっています。

さらに、平成 23 年（2011 年）3 月の東日本大震災の発生をきっかけに、緊急輸送路や避難路の早期整備の必要性が高まっています。

このようなことから、道路や道路施設に係る道路舗装修繕計画や長寿命化計画を策定し、計画的な修繕等に取り組むとともに、緊急輸送路や避難路の整備についても取組を始めていますが、道路等の修繕や整備には多大な費用を要することに加え、突発的な事故への対応や技術職員の不足等の理由から進捗に遅れが生じており、抜本的な対策が必要となっています。

課題

歩行空間の確保

道路・橋りょう・トンネルの維持修繕

緊急輸送路・避難路の整備

目標とするまちの姿

計画的な整備・修繕等が進められ、道路・橋りょう等の安全性と快適性が確保され、強靱化が図られています。特に、緊急輸送路や避難路は必要な整備が行なわれ、災害発生時にも市民の安全が確保されています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

計画的な整備・修繕等を進めることで、道路・橋りょう等が安全で快適かつ強靱な状態に保たれ、災害発生時にも市民の安全が確保されているまちを目指します。

主な取組

道路の整備

だれもが安心して通行できる道路の整備に向け、歩行空間の確保、バリアフリー対策、無電柱化の検討を進めます。また、国県道については、県との調整・協議を図り、計画的な整備を要請します。

道路・橋りょう・トンネルの維持修繕

老朽化が進む道路・橋りょう・トンネルについて、計画的な維持修繕を行うことで強化を図り、災害時にも通行できるようにします。

住宅・住環境

住環境の整備

だれもが安心して暮らせるよう、住まいの環境づくりを進めます

施策を取り巻く状況

現状

本市は、すぐれた歴史的自然的環境と良好な住宅地で構成されています。

本市の住宅は、戸建持家を中心に高い管理水準は維持しているものの、一部に老朽化がみられるほか、高齢社会の進行に伴うひとり暮らしの住宅や空き家が増加しています。また、大規模な住宅敷地の細分化による小規模宅地の発生やマンション等への転換も多くみられます。

本市の人口は、年少人口と生産年齢人口に減少傾向が見込まれる一方、老年人口が引き続き増加することが予測されます。また、1世帯あたりの人数減少とともに、世帯数も減少傾向へ推移することが見込まれます。

高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者が抱える課題の多様化が進んでいるほか、住宅確保要配慮者を対象とした賃貸物件が不足しています。

課題

居住継続に向けた支援体制の充実

空き家の適正な管理、流通の促進

ライフステージに合わせた住宅の確保

多様なニーズに配慮した住宅の確保

目標とするまちの姿

住宅セーフティネットや居住支援ネットワークの整備により、高齢者世帯や障害者世帯等の様々な世帯が平等に生活できる住環境が整備され、地域コミュニティが活性化するなど、持続可能な地域社会が形成されています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

ライフステージにあわせた住環境の確保や空き家の利活用により、住宅確保要配慮者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、居住支援体制の構築を目指します。

主な取組

ライフステージにあわせた住環境の確保

高齢者や障害者も住みやすい市営住宅の供給や民間賃貸住宅への入居等の支援を行なう居住支援体制の構築などにより、住宅セーフティネット機能を強化し、世帯構成やライフステージに応じた住宅への入居を支援します。

空き家の利活用の促進

社会問題化している空き家等の対策として、関係団体等と連携して、課題解決に向けた相談体制を構築するほか、良質な空き家については、賃貸や販売など、流通促進に向けて支援を行うとともに、地域コミュニティ（高齢者サロンやコミュニティカフェ等）としての活用を目指します。

下水道・河川

下水道の整備・管理

公共下水道の整備・管理を進め、市民の生活環境の向上を目指します

施策を取り巻く状況

現状

公共下水道施設には、供用開始から数十年経過したものもあり、老朽化がみられることから、維持管理に努めるとともに、改築・修繕を進めています。

近年は局所的な集中豪雨の発生等、降雨の変化がみられ、浸水に対するリスクが高まっています。浸水被害の解消を図るため、雨水貯留施設の設置や浸透枳等の普及が求められています。

災害対策として、緊急輸送路等の重要路線にある管路施設の耐震化や、海岸線に設置した幹線管渠等の地震・津波対策が求められています。

マンホールの耐震化や河川、雨水調整池への浸水対策を進めていますが、台風・水害等、災害時のインフラ機能維持に向けた対策が必要であるほか、下水道施設の運営において再生可能エネルギー源として下水汚泥等の利活用の推進が必要です。

課題

老朽化する下水道施設の維持管理手法等の確立

浸水被害防止に向けた雨水施設整備

地震・津波対策への用地確保や財源確保

下水道資源の活用方策

目標とするまちの姿

下水道施設は、計画的な改築・更新が進められています。また、災害時にも下水処理が継続できる体制の確保や浸水対策などにより、安定した下水処理が可能となっています。

終末処理場で発生する処理水や汚泥等は、再利用や資源化され、環境負荷の軽減も図られています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

河川や海洋の汚染防止のため、下水道の整備・維持管理を進め、適切な汚水処理を目指します。

主な取組

下水道施設の整備・管理

公衆衛生の確保、海や河川の水質汚濁防止に向け、事業計画区域内での公共下水道の整備完了を目指すとともに、「下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的な点

検・調査・改築・更新を行います。

浸水対策の推進

浸水対策として雨水貯留施設の設置を進めるとともに、雨水排水施設の修繕や浚渫・清掃などを行い、施設を良好な状態に保つよう維持管理を行います。

下水道施設の災害対策

下水道 BCP（業務継続計画）の運用により、災害時にも安定した下水処理ができる体制を整えます。また、下水道施設の耐震化を図るとともに、津波対策として持続型下水道幹線再整備を進めます。

下水道資源の有効活用

引き続き下水汚泥等の資源を有効活用するとともに、終末処理場などの下水道施設上部を市民に開放するなどの有効活用を進めます。

河川の整備・管理

河川の浚渫等を定期的に行い、施設の良好な維持・管理に努めるとともに、河川・水路の整備により浸水対策を推進します

施策を取り巻く状況

現状

河川・水路施設の老朽化が顕著となる中で、改築・修繕を進め施設の維持管理に努めています。また、市街化の進行により、河川・水路施設の整備用地等の確保が難しくなっています。

近年多発している局地的な集中豪雨により、浸水リスクが高まっています。

河川・水路施設の排水能力を確保する必要がある一方、景観や生態系に配慮した水辺環境づくりが求められています。

課題

河川・水路施設の機能保持のための適切な維持管理手法等の確立

河川・水路施設整備のための用地確保と財源確保

局地的な集中豪雨による未整備河川・水路等の浸水リスク

水辺環境の創出

目標とするまちの姿

河川・水路施設の整備等を進め、局所的な集中豪雨や津波遡上等が生じて浸水被害の軽減が図られています。また、水辺は動植物が生息する環境になっています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

河川・水路施設を定期的に点検し、機能保持を図るとともに、海洋ごみにもなり得るごみの流出を防止するため、適切な維持管理を行います。また、河川・水路施設の整備を進め、局所的な集中豪雨等による浸水被害の軽減を図ります。

主な取組

河川・水路施設の整備

河川・水路施設の定期的な点検、維持管理を行うとともに、計画的な整備を進め、局所的な集中豪雨等による浸水被害の軽減を図ります。また、河川津波遡上対策について、県と協議を進めます。

水辺環境の創出

河川・水路施設の維持管理では、必要な排水能力に影響がない範囲において、動植物の誘導に配慮するとともに、河川の清掃や生態系の調査及び水質調査等を行う河川維持

協力団体とも協働して、潤いのある水辺環境を目指します。

活力ある暮らしやすいまち

産業振興

農業・漁業の振興

農業・漁業経営の安定のため、後継者の育成、地域に即した都市農業・沿岸漁業の振興を推進します

施策を取り巻く状況

現状

本市の農業及び漁業の従事者は、いずれも減少傾向にあります。

地域農業の継続に向けて「人・農地プラン」を策定し、これに基づき農業の担い手確保や農地の保全に係る取組を進めています。また、「農業生産基盤整備開発計画」に沿って、生産性の向上に向けた施策を推進しています。

農業経営の安定化や地産地消を推進するために農産物等のブランド化を進めており、「鎌倉やさい」は地元で採れた「新鮮で安全、生産者の顔が見える野菜」として、消費者から好評を得ています。

本市の漁業は、定置網、しらす船びき網、わかめの養殖など沿岸漁業を中心に営まれています。担い手の育成・確保や漁獲量の伸び悩み等の課題があり、水産物のブランド化など、漁業経営の安定化を図る施策を講じる必要があります。

鎌倉地域の漁業者の就労環境の改善、漁船の安全確保、台風等の災害対策のために、支援策が必要です。

課題

農業及び漁業経営の安定化

農業及び漁業の担い手や後継者の育成、確保

農水産物のブランド化や6次産業化の促進

遊休農地の解消

鎌倉地域の漁業支援施設の整備

目標とするまちの姿

就労環境の改善などにより新たな担い手や後継者の育成・確保が進むとともに、農水産物のブランド力向上や6次産業化への取組により、鎌倉ブランドの農水産物は市民だけでなく、鎌倉を訪れる観光客にも普及が進んでいます。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

農地及びその周辺地域の基盤整備や、農地の良好な維持管理による農業の経営環境の整備、新たな担い手や後継者の育成・確保につながる取組を進めることで、持続可能な農業を促進します。

漁業資源の管理や栽培漁業による水産資源の管理、地産地消・6次産業化・ブランド化による市内販路の整備、新たな担い手や後継者の育成・確保につながる取組を進めることで、持続可能な水産業を促進します。

主な取組

農業環境の整備・保全

農業が安定的に営まれ、新たな担い手や後継者の育成・確保につながる都市農業の振興施策を推進します。また、市内で生産される野菜の地産地消に向けた取組や、農産物の鎌倉ブランドの認知度向上のための取組を推進します。

農業従事者が減少しても、「人・農地プラン」に掲載している農業者に農地を集積できるように、農地中間管理事業を実施します。

漁業環境の整備・保全

漁業が安定的に営まれ、新たな担い手や後継者の育成・確保につながる沿岸漁業の振興施策を推進するとともに、操業環境の整備を行います。

また、市内で水揚げされた魚介類の地産地消や6次産業化に向けた取組、水産物のブランド化を推進します。

商工業振興の充実

市内の企業や商店街団体等の活性化に向けた取組の支援を行います

施策を取り巻く状況

現状

インターネット販売の普及等により商業の形態が大きく変化しており、本市の商業においても、新たな魅力の創出や地域の特性を生かした商業の活性化が期待されています。

製造業については、大規模な工場の跡地において共同住宅等への土地利用転換が行われており、産業の活力の低下や、雇用の場の減少が懸念されています。

市内事業所の9割以上を占める中小企業は、様々な経営努力をしているものの、ICT化などが進んでおらず、経営基盤の強化による生産性の向上が課題となっています。

持続可能なまちづくりの観点からも、新たな産業の誘致等による雇用の創出や働く場の充実に図ることで、若年層の転入を促すとともに、流出を抑制していくことが求められています。

伝統的工芸品については、年々出荷額・従事者ともに減少しており、保護・育成が必要です。

課題

商店街の魅力創出

企業撤退の抑制と新たな産業の誘致

中小企業の経営基盤の強化

伝統的工芸品の担い手の育成と販売促進

目標とするまちの姿

中小企業の経営革新や経営基盤の強化が図られるとともに、市内企業の事業拡大や新たな産業の立地等により、産業が活性化し、雇用の創出が図られています。

また、新たな魅力の創出による商店街の活性化、伝統的工芸品の保護・育成が図られています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

事業者に対する企業立地・設備投資・環境に配慮した施設整備等への支援や商店街や関係団体等への支援により、まちの活性化、持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図ります。本市唯一の伝統的工芸品である鎌倉彫の販路拡大等による保護・育成を図ります。

主な取組

地域の特性を生かした商店街の活性化

商店街が「物販・サービスの場」としてだけでなく、「まちの顔」、「地域コミュニティの場」として賑わうよう、地域の特性を生かした商店街づくりを支援します。

中小企業の支援

事業者や商工団体との連携を強化するとともに、経営相談や融資・補助制度の充実、受注機会の拡大を図ることで、中小企業の創業、経営安定、事業拡大、経営革新を支援します。

新たな産業の誘致等による雇用の創出やイノベーションの誘発

市内企業の事業拡大を支援するとともに、深沢地域整備事業や低未利用地の公的不動産の活用を中心に新規成長産業をはじめとする企業の誘致や、コワーキングスペース等の整備によるテレワーク環境の充実により、市内での雇用の創出やイノベーションの誘発を図ります。

伝統工芸の伝承及び事業活動の支援

市内で唯一の伝統的工芸品である鎌倉彫の保護・育成を目的とした事業活動や、販売促進に向けた支援を行います。

観光

観光振興の推進

観光振興による地域活性化を推進するとともに、成熟した観光都市を目指します

施策を取り巻く状況

現状

本市は、美しい自然環境と我が国を代表する貴重な歴史的遺産に恵まれた観光地であり、東京都心部からアクセスが良好なことから、国内外から毎年延べ約 2,000 万人の観光客が訪れています。

長期的には国内からの観光客は人口減少に併せて減少し、世界の観光市場の拡大や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、さらなる訪日外国人の増加が見込まれる中、外国人に対する受入環境の整備に取り組んでいます。

市内には地域の活性化に取り組む多数の市民団体が存在し、それらの団体と観光客との交流が盛んであり、おもてなしの担い手に恵まれています。

観光客の多くが日帰り観光客であり、宿泊観光客と比べると一人当たりの観光消費額は低い水準にあります。

また、観光需要の平準化や滞在時間の長時間化、交流人口から関係人口へつなげる取組など、観光振興による地域活性化が期待されています。

鎌倉の知られざる魅力や価値に光を当て、掘り起こすとともに、それらを新たな観光資源として活用することにより、新たな観光プログラムを提供することが求められます。

多くの観光客が訪れる中、閑静な住宅街での大声やごみのポイ捨てなどの観光客のマナーの問題や、交通機関の混雑などが市民生活に影響を及ぼしています。

課題

増加する外国人観光客への対応

鎌倉らしさを生かした観光プログラムの提供

観光客の季節的・時間的・地域的な平準化や滞在時間の長時間化

観光振興による地域活性化への市民や多様な関係団体の理解と参画の促進

観光の担い手の要望把握と支援

市民と観光客がともに快適に過ごすことができる環境づくり

観光客へのマナーの啓発

目標とするまちの姿

多様なプログラムと効果的な情報の提供により、訪れた観光客が、鎌倉の歴史や伝統などを十分に満喫できる、魅力あふれる都市になっています。

また、観光客と市民との情報共有や交流が進み、地域全体で観光振興に取り組み、地域の活性化が図られています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

持続可能な観光都市を目指し、歴史的遺産や自然環境とともに、知られざる鎌倉の魅力を観光資源として活用するなど、観光需要の平準化や滞在時間の長時間化により、地域の活性化に寄与する観光振興を図るとともに、観光資源を生かした収入確保や受益者負担の仕組みづくりを進めます。

主な取組

ホスピタリティの向上と観光客のモラル向上

市民・事業者のホスピタリティの向上やボランティアガイドの育成等とともに、観光客のモラル向上を図り、市民と観光客がともに快適に過ごせる環境づくりを推進します。

観光振興による地域の活性化

観光消費や交流人口の拡大を通じた地域の活性化を図るため、インバウンドへの対応や、新たな観光資源を発掘し、歴史的遺産や自然環境とともに積極的に活用します。また、有効かつ魅力的な情報の発信等を通じた、観光需要の平準化や滞在時間の長時間化に向けた取組を推進するとともに、観光資源を生かした収入確保策や受益者負担の仕組みづくりを進めます。

多様な取組主体の参画と連携

観光事業者や観光団体、生産者、市民団体などのネットワークを拡げ、主体間の連携を強化し、地域全体で観光振興を推進します。

観光基盤の整備・充実

だれもが安全かつ快適に鎌倉で楽しみ、満足できる空間を整備します

施策を取り巻く状況

現状

年間延べ約 2,000 万人を超える観光客が訪れる都市として、観光案内施設や公衆トイレなどの受け入れ施設や駐車場をはじめとする交通施設、Wi-Fi 環境など、多くの来訪者を迎えるための観光基盤整備が十分ではありません。

外国人観光客や高齢者、障害者など、だれもが快適に過ごすことができる観光基盤の整備が求められています。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、また、令和 12 年(2030 年)に 6,000 万人の外国人観光客の受け入れを政府が目指していることもあり、外国人観光客の受入環境の整備は、継続して取り組む必要があります。

多数の観光客が訪れていることから、災害時にはその安全誘導や、受け入れなどの安全対策を講じる必要があります。

施設の整備・維持管理等には多額の負担が生じており、施設の充実や環境整備を図るため、受益者負担など一定の協力を得ることができるような施策の展開も必要です。

課題

各種観光基盤施設の整備と維持管理

観光案内施設の多言語対応の充実

施設整備、維持管理に係る財政負担の増加

大規模災害や事件・事故時の観光客への対応方策や体制の構築

目標とするまちの姿

世界中から訪れる観光客、子どもから高齢者・障害者など、すべての来訪者が安全で快適に過ごすことができる環境が整備されています。また、自然災害等が発生した際の体制が整えられており、観光客が安心して観光できるまちとなっています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

世界中から訪れる外国人観光客、高齢者、障害者、妊婦、小さな子ども連れの方でも安全で快適に過ごすことができるよう、だれもが包摂的かつ利用が容易な受入施設、情報環境等の観光基盤施設を整備します。

主な取組

観光施設の整備

様々な国籍・文化的背景を持つ人々や高齢者、障害者など、だれもが安全で快適に観光できるよう、ホスピタリティに配慮した観光施設の整備を進めます。

観光客の安全・安心の確保

災害や事件・事故など緊急事態の発生時でも観光客の安全・安心を確保できるような体制構築が図られるよう、防災・防犯・救急等と連携していきます。

勤労者福祉

労働環境の充実

就職を目指す市民への効果的な就労支援と、勤労者が健康で働き続けられる就労環境、技能振興の充実に努めます

施策を取り巻く状況

現状

求人倍率は平成 29 年（2017 年）から上昇傾向にありますが、依然として求職者を取り巻く社会環境は厳しい状況にあります。

社会情勢や産業構造の変化の中で、若者から高齢者まですべての人が元気に活躍し続けられる社会の構築が求められており、就労を希望する方々への支援や長寿社会に対応した就労環境の充実も必要となっています。

本市と藤沢市、茅ヶ崎市との連携により、湘南勤労者福祉サービスセンターにおいて、中小企業勤労者の福利厚生の充実に向けて、各種事業を実施しています。

労働相談の件数はやや減少傾向にありますが、より利用しやすく、勤労者の様々な悩みや困難の解消に寄与するものとなるよう取り組んでいくとともに、職場環境の変化に対応した安全衛生、健康管理の対策が求められています。

技能職の後継者不足は大きな課題となっており、優秀な技能者の表彰や技能祭などで多様な技能をより市民に周知し、技能職への関心を高める必要があります。

課題

ライフステージに合わせた就労支援の充実

就労困難者、障害者、離職者の就労や再就職の支援

中小企業勤労者の福利厚生に係る支援と労働環境の向上

メンタルヘルスやハラスメントに起因する労働環境問題の改善

多様な技能の広い周知と後継者不足の技能職の継承

目標とするまちの姿

就労支援の充実を通じ、市民のライフステージや希望に合った多様な働き方ができるようになるとともに、勤労者に対する福利厚生をはじめとする労働環境の整備も進んでいます。

また、専門的な技能をもった技能者の育成・確保が図られています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

高齢者や子育て・介護等で離職した方、障害のある方、ひきこもり状態にある方など、多様な世代や背景、課題を持った方々をはじめ、就職を目指す市民のライフステージやニーズに合った就労支援や就労に必要なスキルの向上を行い、働きがいがあり、ワーク・ライフ・バランスのとれた仕事に就く市民を増やします。

雇用や労働環境に不安や不満を持つ勤労者に対する各種相談事業等を通じ、勤労者の権利を保護し、安全で安心な労働環境を促進します。

主な取組

就労支援の充実

高齢者や子育て・介護等で離職した方、障害者、ひきこもり状態にある方など、多様な世代や背景、課題を持った方々をはじめ、就職を目指す市民のライフステージやニーズに合った就労情報の提供や、相談・支援の充実、就労支援施策を推進します。

労働環境の充実

雇用や労働環境に不安や不満を持つ勤労者に各種相談事業を実施するとともに、中小企業勤労者の福利厚生を総合的に行う湘南勤労者福祉サービスセンターを支援します。

技能の奨励・啓発と継承

技能者の育成や後継者の確保に向けて、技能者への表彰や体験活動等による啓発活動を通じて、多様な技能への関心を高めることに努めます。

消費者対策

安心な消費生活の実現

消費者一人ひとりが主役となって、安全で安心して暮らすことができるまちを目指します

施策を取り巻く状況

現状

利便性を優先した大量生産・大量消費社会により、私たちの生活は快適で豊かなものになりましたが、一方で、個人の消費行動が、世界の環境や経済に大きく影響を与えています。

食品ロス、省エネ、エシカル消費などの身近な問題をとおして、消費している商品やサービスの生産背景を知り、経済、社会、環境に配慮した消費行動をとることが求められています。

持続可能な消費者市民社会の普及を図るために、消費者一人ひとりの意識の向上や自発的な行動を促すための教育の提供が必要とされています。

また、私たちを取り巻く環境は、情報通信社会の進展により大きく変化しています。商品やサービスの選択の幅が広がり、様々な情報が得られる一方で、消費者トラブルは年々巧妙かつ複雑化しており、消費者被害が後を絶ちません。

市民の消費者被害の回復を支援していくとともに、消費者被害の未然防止に向けた啓発活動や、消費生活に関する知識の普及に力を入れていかなければなりません。

特に、高齢者などの社会的弱者の消費者被害は深刻です。安全で安心な消費生活の確保に向け、受け手それぞれの立場に向き合った便利で分かりやすい情報の提供や啓発の充実が必要となります。

課題

消費者一人ひとりの意識の向上を促す消費者教育

消費者被害の未然防止に向けた情報提供や啓発機会の充実

消費者被害の回復支援、消費生活相談体制の充実

目標とするまちの姿

市民一人ひとりが、社会経済情勢や地球環境に配慮した消費行動を行ない、公正で持続可能な社会の形成に寄与しています。また、消費者被害の未然防止や拡大防止のための支援が充実し、消費者被害のない社会の実現に着実に近づいています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

市民一人ひとりの消費行動が、商品やサービスの生産から廃棄に至るまでの重要な要素であることを理解し、社会問題の解決を意識した消費行動が求められています。

商品やサービスが多様化する中、若い世代からの意識付けなど、ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進を図ることで、だれもが消費者として、人と社会、地球環境、地域のことを考慮して作られたモノの購入・消費を促し、持続可能な消費の普及を図ります。

主な取組

消費者教育の推進と持続可能な消費の普及

市民一人ひとりが、消費者として自ら考え、行動するための情報と支援を提供します。
特に、社会経済情勢や地球環境に配慮した消費行動を促すための取組を推進します。

消費者被害の未然防止と拡大防止

消費者被害の未然防止、拡大防止に向け、それぞれの立場に沿った情報発信や、被害回復の支援に努めます。

消費者被害の救済

消費生活センターの体制の充実を図り、消費生活に関する相談・助言・あっせんを通して、消費者被害の救済に取り組みます。

「参 考」

第4期基本計画 施策体系図

基本構想		第4期基本計画		計画の推進に向けた考え方			
将来目標		分野	施策の方針	市民自治	行政運営	防災・減災	歴史的遺産と共生するまちづくり
将東都市像 古都としての風格を保ちながら、 生きる喜びと新しい魅力を創造するまち	第1章 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち	(1) 平和	平和意識の醸成				
		(2) 人権	人権尊重社会の実現				
		(3) 多文化共生社会	多文化共生社会の推進				
	第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち	(1) 歴史環境	文化財の保護				
		(2) 文化	文化活動の支援・促進				
	第3章 都市環境を保全・創造するまち	(1) みどり	緑の保全等 都市公園の整備・管理				
		(2) 都市景観	良好な都市景観の形成 歴史的風土の保存				
		(3) 生活環境	3Rの推進・ごみの適正処理				
			快適な生活環境の保全				
			次代に向けたエネルギー・環境対策の推進				
	第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち	(1) 健康福祉	多様な福祉サービスの充実 健康長寿社会の構築				
		(2) 子育て	子育て家庭への支援				
			子育て環境の整備				
		(3) 学校教育	教育内容・環境の充実 学校施設の管理・整備				
		(4) 青少年育成	青少年の育成・支援				
		(5) 生涯学習	生涯学習環境の整備・充実				
	第5章 安全で快適な生活が送れるまち	(1) 防災・安全	防災・減災対策の充実 危機管理対策 消防機能の整備・充実 地域防犯力の充実・強化				
		(2) 市街地整備	市街地整備の推進				
		(3) 総合交通	交通環境の整備				
	第6章 活力ある暮らしやすいまち	(1) 産業振興	農業・漁業の振興 商工業振興の充実				
		(2) 観光	観光振興の推進 観光基盤の整備・充実				
		(3) 勤労者福祉	労働環境の充実				
		(4) 消費者対策	安心な消費生活の実現				

議案第 62 号

財産の無償貸付について

こもれば山崎温水プール公募提案型条件付貸付事業用地・建物の無償貸付につき、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年（2019年）12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 貸付土地

所在地番	地目	面積
鎌倉市山崎字前田1330番39	宅地	1,307.97㎡
鎌倉市山崎字打越1390番50	宅地	1,126.98㎡
鎌倉市山崎字打越1390番53	宅地	6.69㎡
合 計 3 筆		2,441.64㎡

2 貸付建物

所 在	鎌倉市山崎字打越1390番50 鎌倉市山崎字前田1330番39		
家屋番号	1390番50		
種 類	構 造	床 面 積	
屋内プール 駐車場	鉄骨造亜鉛メッキ	1 階	564.45㎡
	鋼板葺・陸屋根 3 階	2 階	1448.44㎡
	建	3 階	497.79㎡

3 用 途 こもれば山崎温水プール公募提案型条件付貸付事業用地・建物

4 貸付期間 始期：令和2年（2020年）2月1日
終期：令和12年（2030年）3月31日

5 相手方 神奈川県茅ヶ崎市若松町12番1号
株式会社林水泳教室
代表取締役 林 正 基

議案第 63 号

不動産の取得について

鎌倉近郊緑地特別保全地区内の土地を次のとおり取得するものとする。

令和元年（2019年）12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

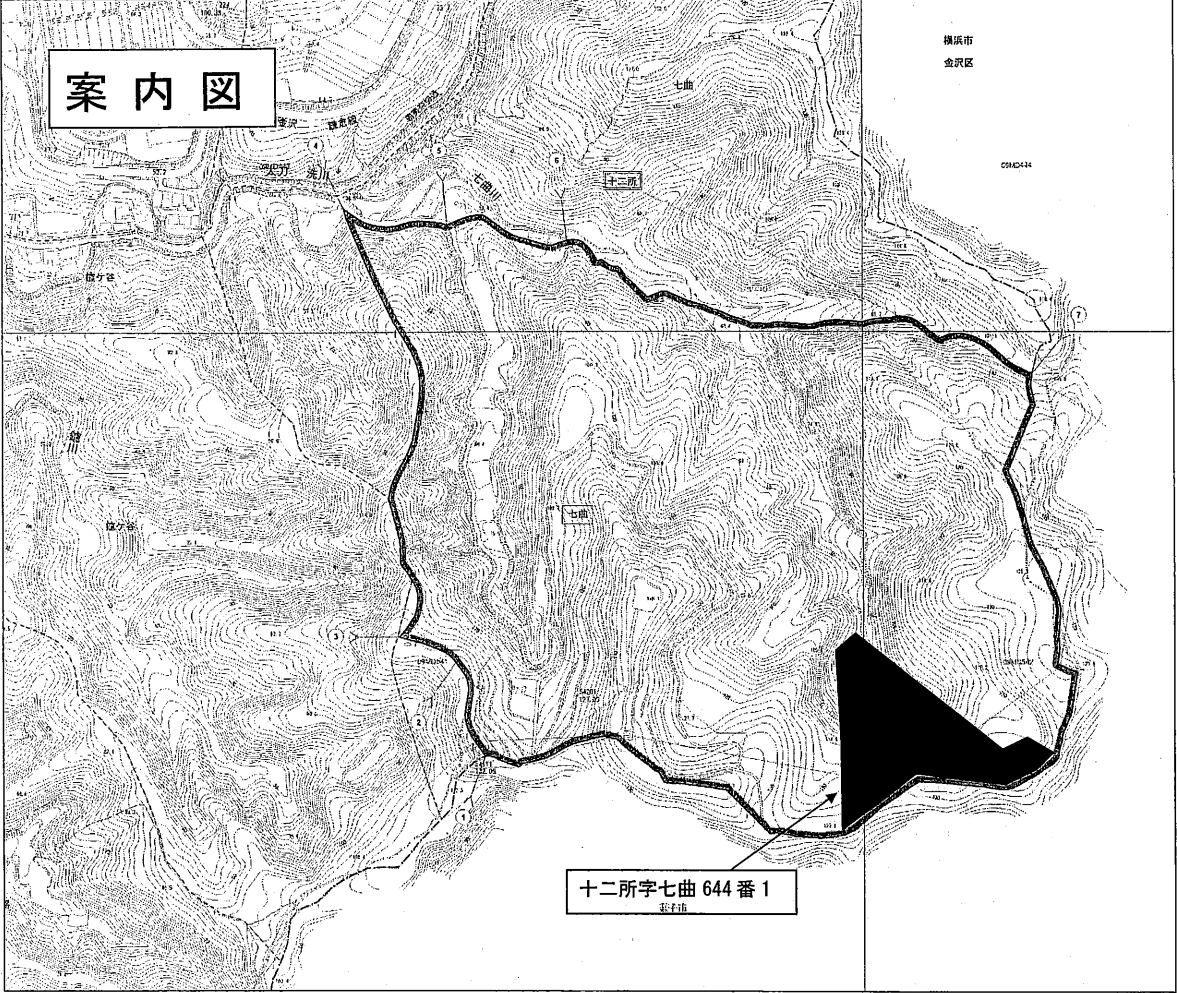
1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市十二所字七曲644番1	山林	14,664.00㎡ (約4,443.6坪)	14,664.06㎡ (約4,443.7坪)

2 取得価格 67,454,676円

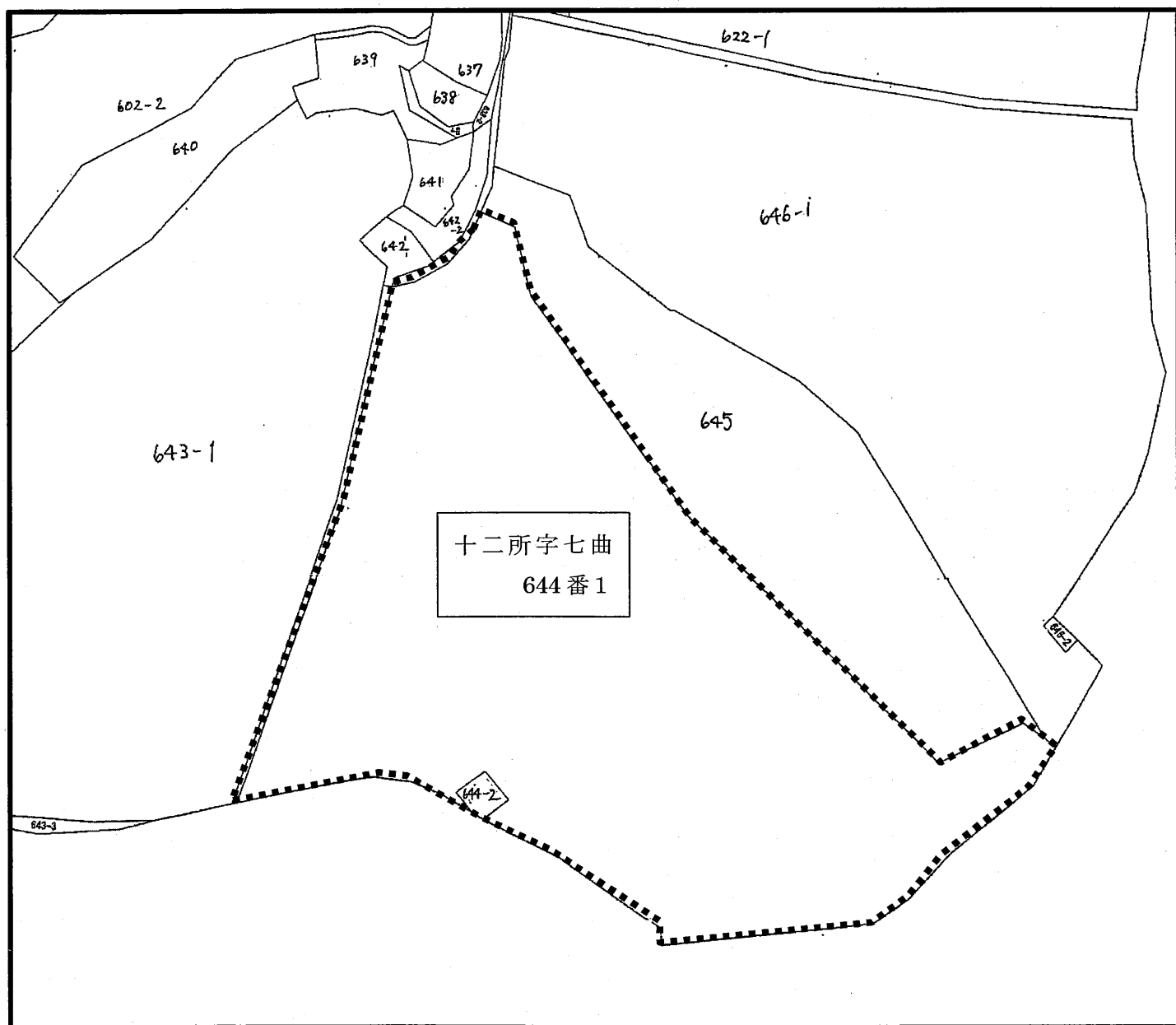
3 所有者





- 凡例
- 近郊緑地特別保全地区
 - 行政界
 - 大字界
 - 小字界

地番図



議案第 64 号

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

令和元年（2019年）12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字谷脇1848番	山林	175.00㎡	175.00㎡
鎌倉市山崎字谷脇1887番	山林	981.00㎡	981.00㎡
合 計		1,156.00㎡ (約350.3坪)	1,156.00㎡ (約350.3坪)

2 取得価格 19,368,300円

3 所有者



案内図

山崎字谷脇 1848 番

山崎小学校

山崎字谷脇 1887 番

7-5-2号

鎌倉中央公園

山之内配水池

都市計画決定区域



凡 例
都市計画決定区域 (都市計画公園)

議案第 65 号

指定管理者の指定について

鎌倉市川喜多映画記念館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和元年（2019年）12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市川喜多映画記念館

2 指定管理者となる団体

東京都千代田区一番町18番地 川喜多メモリアルビル

川喜多・KBSグループ

共同事業体代表者

公益財団法人 川喜多記念映画文化財団

代表理事 武 田 和

3 指定の期間

令和2年（2020年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日
まで

議案第 66 号

埋蔵文化財発掘調査に起因する雨水排水管破損事故に
よる市の義務に属する損害賠償の額の決定について

令和元年（2019年）6月12日、[REDACTED]で発生
した埋蔵文化財発掘調査に起因する雨水排水管破損事故に係る損害
賠償の額を次のとおり定める。

令和元年（2019年）12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 59,400円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

議案第 67 号

鎌倉市市税条例の一部を改正
する条例の制定について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、グリーン化特例による軽自動車税の種別割の軽減措置に関する適用期限の延長等、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第6項（見出しを含む。）及び付則第7項中「平成35年度」を「令和5年度」に改め、付則第8項第5号中「第15条第32項第1号」を「第15条第33項第1号」に改め、同項第6号中「第15条第32項第2号」を「第15条第33項第2号」に改め、同項第7号中「第15条第32項第3号」を「第15条第33項第3号」に改め、同項第8号中「第15条第37項」を「第15条第38項」に改め、同項第9号中「第15条第43項」を「第15条第44項」に改め、同項第10号中「第15条第44項」を「第15条第45項」に改め、付則第13項の表以外の部分を次のように改める。

13 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第46条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第14項の表以外の部分を次のように改める。

14 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第46条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第15項の表以外の部分を次のように改める。

15 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第46条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に

初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和３年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第１９項から付則第２１項までを削り、付則第２２項を付則第１９項とし、付則第２３項（見出しを含む。）中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同項を付則第２０項とする。

第２条 鎌倉市市税条例の一部を次のように改正する。

付則第２０項を付則第２１項とし、付則第１９項を付則第２０項とし、付則第１８項の次に次の１項を加える。

１９ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第４６条の規定の適用については、当該軽自動車令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、付則第１３項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付 則

（施行期日）

１ この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 第１条の規定による改正後の鎌倉市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和２年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

３ 第２条の規定による改正後の鎌倉市市税条例付則第１９項の規定は、令和４年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和３年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 68 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正
する条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

国庫補助を受けられる個人番号カードの交付又は再交付に係る事業費の範囲が拡大されたことに併せ、手数料の徴収の対象とする交付等について規定の整備を行うものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部市民生活部関係の款第16項中「。以下この項及び次項」を「。次項」に、「次に掲げる交付」を「総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）別表に掲げる個人番号カード交付事業費補助金の対象となる個人番号カードの交付又は再交付」に改め、各号を削る。

第2条 鎌倉市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部市民生活部関係の款第16項中「。次項において「法」という。」及び「及び次項」を削る。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 69 号

鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和元年（2019年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の償還金に係る規定の整備を行うとともに、災害弔慰金等の支給に関する事項の審査を行う鎌倉市災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会を設置し、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に、「並びに」を「及び」に改める。

第12条第2項を次のように改める。

- 2 償還金の支払猶予、償還免除その他災害援護資金の償還に関する事項については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条に定めるところによる。

第13条中「別に」を削り、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会）

第13条 市長の附属機関として、鎌倉市災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する重要事項を調査審議するものとする。

- 3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者

(2) 市職員、福祉に関係を有する団体の職員又は関係行政機関の職員

- 5 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。

- 7 第4項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

- 8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 70 号

鎌倉市文化財保護条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

文化財保護法等の一部改正に併せ、市指定有形文化財等の損壊等に係る罰金規定等を改めるものである。

鎌倉市文化財保護条例の一部を改正する条例

鎌倉市文化財保護条例（平成17年3月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「特別の事情」を「当該市指定有形文化財の適切な管理のため必要」に、「専ら自己に代わり」を「法第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該」に、「を選任」を「に選任」に改める。

第15条（見出しを含む。）及び第19条中「き損」を「毀損」に改める。

第21条中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第23条第7項中「き損」を「毀損」に改める。

第36条第2項及び第45条第1項中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第53条中「き棄」を「毀棄」に、「5万円」を「30万円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する者が当該市指定有形文化財の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第54条中「き損」を「毀損」に、「5万円」を「30万円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する者が当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第55条中「現状の変更」を「現状変更」に、「3万円」を「15万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項、第15条、第19条、第21条、第23条第7項、第36条第2項及び第45条第1項の改正規定、第53条の改正規定（「き棄」を「毀棄」に改める部分に限る。）、第54条の改正規定（「き損」を「毀損」に改める部分に限る。）並びに第55条の改正規定（「現状の変更」を「現状変更」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 71 号

令和元年度鎌倉市一般会計
補正予算（第10号）

令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ291,821千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,789,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和元年（2019年）12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	8,442,871	107,866	8,550,737
	10 国庫補助金	1,996,709	107,866	2,104,575
80	繰越金	1,368,789	122,795	1,491,584
	5 繰越金	1,368,789	122,795	1,491,584
85	諸収入	1,824,372	60	1,824,432
	25 雑入	1,157,003	60	1,157,063
90	市債	2,566,600	61,100	2,627,700
	5 市債	2,566,600	61,100	2,627,700
歳 入 合 計		63,497,323	291,821	63,789,144

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,395,630	56,933	8,452,563
	5 総務管理費	6,874,632	56,933	6,931,565
15	民生費	25,230,289	8,453	25,238,742
	5 社会福祉費	12,285,145	2,224	12,287,369
	15 生活保護費	2,227,118	2,349	2,229,467
	20 災害救助費	1,093	3,880	4,973
20	衛生費	5,728,049	4,620	5,732,669
	5 保健衛生費	1,765,965	4,620	1,770,585
40	観光費	323,760	9,999	333,759
	5 観光費	323,760	9,999	333,759
45	土木費	8,033,697	33,244	8,066,941
	5 土木管理費	1,554,148	2,000	1,556,148
	10 道路橋りょう費	1,089,243	26,114	1,115,357
	20 都市計画費	4,982,665	5,130	4,987,795
55	教育費	6,769,087	178,572	6,947,659
	10 小学校費	1,602,990	15,190	1,618,180
	15 中学校費	1,077,576	6,500	1,084,076
	20 社会教育費	1,816,218	155,048	1,971,266
	25 保健体育費	448,399	1,834	450,233
歳 出 合 計		63,497,323	291,821	63,789,144

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
			千円
40 観光費	05 観光費	ハイキングコース復旧事業	9,999
45 土木費	10 道路橋りょう費	トンネル修繕設計事業	19,074
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕事業 (市道 015-000 号線外)	31,471
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕事業 (市道 050-018 号線外)	39,072
55 教育費	20 社会教育費	史跡永福寺跡崩落防止対策事業	123,288
55 教育費	20 社会教育費	史跡朝夷奈切通復旧 (崩落土砂処分等)事業	16,258
55 教育費	20 社会教育費	史跡鶴岡八幡宮境内 崩落防止対策事業	6,985
55 教育費	20 社会教育費	史跡東勝寺跡崩落対策事業	4,257

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
川喜多映画記念館等 管理運営事業費	令和元年度から 令和6年度まで	174,500
海水浴場監視所 仮設トイレ等設置事業費	令和元年度から 令和2年度まで	18,183
道路新設改良事業費 (市道060-000号線)	令和元年度から 令和2年度まで	82,093
道路維持修繕事業費 (市道018-003号線外)	令和元年度から 令和2年度まで	17,622
道路維持修繕事業費 (市道055-000号線外)	令和元年度から 令和2年度まで	27,720
中学校給食予約等管理運用 業務委託事業費	令和元年度から 令和6年度まで	58,116

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業費	千円 449,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 475,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
史跡保存事業費	18,900	同上	同上	同上	53,900	同上	同上	同上
合 計	2,566,600				2,627,700			

議案第 72 号

令和元年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第 6 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	7,312,566千円	5,130千円	7,317,696千円
第 1 項 営業収益	2,977,042千円	5,130千円	2,982,172千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	6,745,055千円	5,130千円	6,750,185千円
第 1 項 営業費用	5,927,691千円	5,130千円	5,932,821千円

令和元年（2019年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

報告第 12 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和元年（2019年）6月17日、鎌倉市関谷1603番1先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年（2019年）12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 96,196円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 神奈川県綾瀬市寺尾西三丁目2番7号
有限会社ジャパントータルサービス
代表取締役 福田 克彦 |
| 3 | 処分の日 | 令和元年（2019年）10月8日 |